

# 第45回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成23年9月6日(火曜日)

出席議員  (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (18名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	会 計 課 長	長 尾 富 夫	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	坂 本 博 美	監 査 委 員	野 村 靄
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告について
- 日程第 4 . 発議第 5 号 政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者支援に充てることを求める意見書（案）
- 日程第 5 . 報告第 4 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 . 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第 7 . 議案第 84 号 町道路線の変更について
- 日程第 8 . 議案第 85 号 町道路線の認定について
- 日程第 9 . 議案第 86 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第 87 号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 . 議案第 88 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 . 議案第 89 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 13 . 議案第 90 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 14 . 議案第 91 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 15 . 議案第 92 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 16 . 議案第 93 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 17 . 議案第 94 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 18 . 議案第 95 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 19 . 議案第 96 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 . 認定第 1 号 平成 22 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 . 認定第 2 号 平成 22 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 . 認定第 3 号 平成 22 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 . 認定第 4 号 平成 22 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 . 認定第 5 号 平成 22 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 . 認定第 6 号 平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 . 認定第 7 号 平成 22 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 . 認定第 8 号 平成 22 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 28. 認定第 9 号 平成 22 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29. 認定第 10 号 平成 22 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 11 号 平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31. 認定第 12 号 平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32. 認定第 13 号 平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33. 認定第 14 号 平成 22 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 15 号 平成 22 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 16 号 平成 22 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 36. 決算監査報告について
- 日程第 37. 同意第 2 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 38. 同意第 3 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 39. 同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 40. 同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 41. 同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 42. 請願第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件
- 日程第 43. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 44. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 45. 委員会付託について
- 追加日程第 1. 発議第 6 号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)

---

午前 09 時 29 分 開会

議長(矢内作夫君) それでは、皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 45 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にご苦労さまでございます。

先日、発生をいたしました大型の台風 12 号は、近畿、中国地方など広い範囲で大雨が続き、奈良県上北山村では、降り始めてからの雨量が 1,900 ミリに達するなど、紀伊半島を中心に、記録的な豪雨となりました。5 日、午後 9 時現在の発表では、近畿を中心に 8 県で、死者、行方不明者が 90 人にも上るとのことです。また、現在でも、約 1 万人以上の方々孤立状態にあるということでもあります。

那智勝浦町では、町長の娘さん、また、奥様が、死亡、行方不明とのこと。それでも町

長として、毅然とした態度で、事態の収拾に努められておられる姿を見る時に、町長の心の中たるや察するに有り余るものがあります。

県内でも、加古川、姫路をはじめとして、13市町で、約27万人に避難勧告が発令され、6,500人が一時、避難所に避難されたようであります。佐用町でも約4,000戸に避難勧告が発令され、70世帯141人が避難所に身を寄せられました。

また、今回の対応では、庵途町長をはじめ、全職員、また消防署、消防団、各自治会役員の方々には、それぞれ早期に適切な対応をいただきましたことに対し、心からの敬意と感謝を申し上げるところであります。お蔭様をもちまして、わが佐用町には、大きな被害もなく終息したことは、幸いとしか言いようがありません。

しかしながら、今回、多くの方が、それぞれ、その犠牲になられました。心からのご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災されました多くの方々が1日も早く復旧されますことを、心から祈念するところであります。

また、関西広域連合を中心に、1日も早い支援体制を確立されますよう望むところであります。

さて、今期定例会には、発議1件、請願1件、条例に関する案件が4件、平成22年度各会計決算の認定が16件、平成23年度各会計補正予算案が7件、人事に関する案件が5件など、計38件が付議されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これら諸案件につきまして慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

それでは、町長、ごあいさつをお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。

今朝は、本当に涼しくて、青空が広がりさわやかな好天気になりました。

しかし、今、議長、ごあいさつのようにですね、台風12号で、大変な大きな災害が発生をいたしました。紀伊半島、紀伊熊野を中心にですね、本当に多くの方が亡くなられて、また、たくさんの方が、今、行方不明というような状況ですし、あの谷沿いの町や村が、本当にもう、根こそぎ土砂に埋もれたり、流されるというような災害が発生をいたしました。

この12号台風、非常にですね、速度が遅くて、長時間にわたって雨が降り続けるというような、本当に異常な台風でございました。

県内におきましては、東播を中心に、かなりの床上浸水等の被害も発生をしておりますけれども、佐用町におきましては、本当に、まんが良かったと言いますか、お蔭様でですね、大きな災害にならずにですね、済んだことは、非常にありがたいというふうに思っております。

後から、行政報告でですね、その被害の状況、対応につきまして、報告をさせていただきますというふうに思っております。

まあ、本当に被害。このように大きな、広域的な、また、被害が発生をしております。国の対応も、迅速な対応が、お願いをしなければなりませんけれども、被災された皆さん、そして亡くなられた皆さんに、心からお悔やみと、また、お見舞いを申し上げたいというふうに思うところでございます。

さて、本議会におきましては、今、議長もあいさつをいただきましたように、平成22年度の決算、また、23年度の補正予算、また、人事案件等、たくさんの議題、案件をですね、提案させていただくこととなっております。それぞれ十分ご審議を賜りまして、適切妥当な結論に導いていただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会

に当たりましてのごあいさつにさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 45 回佐用町議会定例会を開会をいたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台公園長、各課長、消防長、代表監査委員であります。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。

4 番、敏森正勝君。5 番、金谷英志君。以上の両君にお願いをいたします。

---

#### 日程第 2 . 会期決定の件

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日 9 月 6 日から 9 月 30 日までの 25 日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 9 月 6 日から 9 月 30 日までの 25 日間と決定をいたしました。

---

#### 日程第 3 . 行政報告について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、行政報告をさせていただきます。

先ほど、ごあいさつにも申し上げました台風 12 号の対応について報告をさせていただきます。

台風 12 号の接近により、2 日、午後 1 時から災害コアメンバー会議、午後 3 時から対策部長会議を開催し、台風の状況の把握と対応や情報収集・職員配備体制等について協議を行い、防災行政無線で注意喚起放送を行いました。

職員の体制は、夜間は企画防災課による準備体制を取り、他の職員は自宅待機といたしました。3日の早朝に千種川上三河地点の水位が上昇したため、午前4時22分に警戒体制を取り、午前5時に災害警戒本部を設置し、職員半数による2号配備体制として対応に当たって参りました。

3日の夜までに10回の災害対策本部会議を開催をいたしました。台風の接近とともに雨量が多くなり、午後1時11分に土砂災害警戒情報が発令され、上三河と久崎で氾濫注意水位を超えたため、町内10箇所の指定避難所を開設し、午後1時45分に町内全域に避難準備情報を発令いたしました。また、午後2時10分に災害対策本部を設置し、その後、2時15分から午後8時までの間に、避難準備情報・避難勧告を6回発令し、最終的に避難勧告対象世帯及び人口は3,936世帯1万986人に上りました。避難者の人数も勧告の発令とともに増え、最大は午後8時時点で指定避難所8箇所に52世帯106人。一時避難所、これは、集落の集会所等9箇所に18世帯35人。合計70世帯、141人の方が避難をされたところでございます。

また、今回、マップ作りを通じて自治会で予め決めておいた安全な近隣の自宅などへ避難された方もございました。

午後9時頃から雨も小康状態となり、各河川も増水しなくなり、大きな被害も発生しなかったため、避難勧告を解除し、午後11時15分に災害対策本部から災害警戒本部に移行をいたしました。

避難所は、4日の午前7時で全て閉鎖することができました。

台風が遅く長期間の災害対応となりましたが、自主防災組織や地域住民の防災意識や防災力、職員の危機管理意識など着実に防災力の向上が図られているというふうに思われます。

次に、町内の被害状況であります。町内の道路につきましては、国道では、国道179号相坂峠が崩土のために全面通行止めとなっております。

次に県道では、冠水のため、県道吉永下徳久線の櫛田・平谷地区から下徳久間、県道若桜下三河線の河崎から千種道の駅間、県道後山上石井線、奥海から上石井間がそれぞれ通行止めとなっておりますが、翌日、全て解除されております。

次に町道では、土砂流出及び冠水等により、町道大垣内皆田線、岡線、岡の山線、徳久145号線を、また、地元からの要請により宝蔵寺橋、名目津和橋、善吉橋をそれぞれ通行止めといたしてはありますが、岡の山線を除いて翌日全て解除をいたしてはおります。

次に、公共土木施設の被害状況でございますが、5日現在、道路で5箇所、河川において、4箇所を確認いたしてはおります。

また、農地・農業用施設の被害状況につきましては、5日正午現在、農地4件、水路3件、頭首工2件の被災の報告を受けてはおります。

農作物被害の状況は、水稲・飼料作物の倒伏が25ヘクタール程度、大豆やナスなどの野菜の冠水が数10アール程度、その他、土砂流入による水稲の被害も若干発生をしているように思っております。

また、5日付で各自治会に対して、建設課・農林振興課連名で被害報告をお願いをいたしてはおります。

また、水道施設において、三日月第3浄水場が約40センチ冠水し、ピットが70センチ浸水したため、ポンプ、電磁弁等が故障をいたしました。当日は、応急対応で送水を継続し、断水はありませんでしたが、5日に故障器具の取替え修繕をいたしてはおります。

その他、学校等の施設や公共施設の被害等については、被害はございませんでした。

次に、応急仮設住宅入居者の状況について、報告をいたします。

去る、8月31日水曜日に、上月と久崎の応急仮設住宅に入居されていた方が、全員退

去されました。

上月仮設住宅は、上月小学校隣接地に1期13戸、2期11戸の建設を行い、1期は平成21年9月6日に入居を開始し、2期は平成21年9月11日に入居を開始いたしました。当初、入居者数は、1期13戸28人、2期11戸49人でした。久崎仮設住宅は、旧上月リバーサイドクラブ跡地に18戸を建設し、平成21年9月15日に入居を開始いたしました。当初入居者数は18戸43人でした。最終的にご利用いただいた件数は、計44戸122人となっております。

応急仮設住宅の管理は復興企画室が対応し、健康面では町保健師が随時訪問を行い、社会福祉協議会が月2回程度ふれあい喫茶を行うなどのサポートを行って参りました。

また恒久住宅の確保を目的として定住対策室と共に、応急仮設住宅入居者の個別相談会を実施し、日常生活を取り戻していただくよう相談を進めて参りました。その結果、8月31日まで久崎仮設住宅に入居されていた最後のお一人についても、町営久崎住宅に転居をしていただいたところでございます。

仮設住宅入居者が退去された後のお住まいは、新築された方が20件、持ち家を補修された方が15件、借家に移られた方が7件、施設に入所またはお亡くなりになられた方が2件となっております。

また、8月末日に雇用促進住宅、現の町営定住促進住宅に入居されていた16戸の方々も9月1日から仮設入居者扱いではなくなりましたが、継続して入居をされております。

また、県営播磨科学公園都市高層住宅にお住まいの2戸4人についても9月1日から被災者特定入居者として、抽選せずに、継続入居をされております。

次に、東日本大震災の支援について報告をさせていただきます。

佐用町は、東日本大震災の支援活動として、3月17日から8月31日まで宮城県石巻市、女川町などへの避難所運営支援などを205日間、延べ人数460人を派遣して参りました。特に石巻市稲井小学校避難所支援は4月16日から8月31日までの4カ月半にわたって支援を行って参りました。

8月31日で避難所運営支援を一区切りにするにあたり、石巻市、女川町などを訪問して参りましたが、稲井小学校には8月31日現在、6世帯13人の方が、未だ避難されております。4世帯8人は仮設住宅等への入居が決定をしており、残りの2世帯5人も仮設住宅への入居申し込みをしておられます。入居予定の仮設住宅が完成し入居が可能になれば、9月中下旬で稲井小学校避難所は閉鎖ができるというふうに思われます。

また、28日の夕方、避難者の方々と意見交換を行い、佐用町の支援活動に賞賛の言葉をいただきました。翌日、29日に石巻市長と面会をし、支援活動を一区切りすることを伝えて、また、避難所の立ち上げ等を支援をして参りました。女川町の避難所や、佐用町を支援をしていただいたNPO法人レスキューストックヤードが支援をしている七ヶ浜町の仮設住宅、また、レスキューの活動本部も訪問して参りました。

今後も、被災経験のある佐用町として可能な復旧復興への支援活動に取り組んで参りたいというふうに考えているところでございます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は、予定案件として前もって配布をいたしております。ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第4．発議第5号 政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者支援に充てることを求める意見書（案）

議長（矢内作夫君） 続いて日程第4、発議第5号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者支援に充てることを求める意見書（案）を議題といたします。  
発議第5号について、提出者の説明を求めます。5番、金谷英志君。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） ただ今、上程されました意見書について、意見書（案）を朗読して、説明にかえます。

政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者支援に充てることを求める意見書（案）。

政党助成金は、金権政治に対する国民の批判を背景に政治改革関連法で小選挙区制とセットで、企業・団体献金も自粛する流れの中で導入され、1995年に実施されてから昨年までの16年間で26党に5,038億円の巨費に達している。

現在、政党助成金を受け取るようになってきているが、企業・団体献金を受け取りながら政党助成金を受け取り続けることは国民を欺くものである。

総務省が民主党・自由民主党・公明党・社会民主党・みんなの党・国民新党・新党日本・新党改革・たちあがれ日本の9党に支給した昨年1年間の政党助成金総額は319億4200万円にのぼる。民主党は171億516万円、自由民主党は102億6,381万円で、党本部会計に占めるその割合は民主党83.8パーセント、自由民主党70.9パーセントとなっている。このように、政党の財政の主要な部分が公費によって賄われているような現状は、政党が国民から遊離し、政治家が国民目線を忘れて墮落し、国民の政治離れをつくり出しているともいえる。

また、本来、国庫に返納しなければならない政党助成金の残高は2009年で44億円も貯め込んでいる。税金は本来、教育や医療など国民のために使われるべきである。しかも、国民の多くが貧困に苦しんでいる時に、政党が税金を食いつぶすのは犯罪的ですらある。3月11日に発生した東日本大震災は、1万人を超える死者や津波による壊滅的な被害だけでなく、原発事故の収束の見込みさえない状態の中で、塗炭の苦しみを強いられている多くの被災者を思うとき、本町議会はますますその念を強く持つものである。

施行後16年目の節目を迎えている政党助成金制度について、きちんと検証するとともに、この際廃止の方向を明確に打ち出してこそ、国民の政治への信頼を取り戻すことができる。よって、本町議会は政党助成金について、以下のとおり要望するものである。

1、残金基金は直ちに返納手続きを進めるとともに、平成23年度以降については、この制度を廃止すること。

2、返納と廃止によって確保した税金は東日本大震災被災者支援に充てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（矢内作夫君） 発議に対する提出者の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。はい、次に賛成討論の方ありますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 日本共産党の笹田鈴香でございます。私は、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者支援に充てることを求める意見書（案）に賛成の討論をいたします。

東日本大震災、原発事故で被災者・被災地が苦しんでいる中、民主・自民・公明・みんな・社民・国民新・立ち上げれ日本・新党日本・新党改革の9党が7月20日、2011年の政党助成金、年総額は、約320億円ですが、その2回目交付として総額80億円を受け取りました。政党助成金制度が始まった1995年から今年2回目までの政党助成交付総額は、実に5,126億円に上ります。政党助成金は、国民一人当たり250円の原資です。最初の交付の4月で同額の80億円の政党助成金を受け取った9党の姿に、新聞投書欄では、政党助成金も復興財源に回せ。など怒りの声が相次いでいます。

支持政党にかかわらず国民の税金を各党に配分する政党助成金は憲法が保障する思想信条に違反する制度です。また、苦勞なくとも税金が転がり込むことで国民と結びついた活動が弱まり政党の墮落をもたらしています。

政府は、国にお金がないと、消費税増税を検討していますが、政党助成金を直ちに廃止して、政党助成年総額320億円の財源に回すなど、無駄な支出を抑えるべきです。

地方議会でも、国民の多くが苦しんでいるときに、政党の税金を食いつぶすのは犯罪的ですらあると政党助成金を撤廃して被災者支援に充てるよう求める動きが出ています。

奈良県の広陵町議会では6月17日、意見書が賛成多数で可決されています。

今こそ、政党助成金を廃止して東日本大震災被災者支援に充てるべきではないでしょうか。皆さんの賛成をお願いしまして討論を終わります。

議長（矢内作夫君） ほかに討論ありませんか。はい、ないようですので、これで本案に対する討論を終結をいたします。

これより発議第5号を、採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

発議第5号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、少数です。よって発議第5号、政党助成金を廃止し、東日本大震災被災者支援に充てることを求める意見書（案）は、否決をされました。

議長（矢内作夫君） 続いて日程第5、報告第4号であります。健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました報告第4号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成22年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、これら比率算出の際の分母となります。平成22年度の数值は91億2,891万7,000円、うち臨時財政対策債発行可能額が8億4,891万2,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

はじめに、実質赤字比率、これは法令で定められた一般会計等の実質赤字の比率でございます。佐用町の場合、一般会計等の範疇が一般会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計及び歯科保健特別会計を合算した普通会計と一致をいたします。普通会計の実質収支は2億1,296万9,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、先ほど報告を申し上げました一般会計等を含めて、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示すもので、14.1パーセント。これは、平成20年度から平成22年度、各単年度数値の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成20年度が14.3パーセント、平成21年度が14.0パーセント、平成22年度が同じく14.0パーセントとなっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえたもので、87.4パーセントとなっております。実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準未満でございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

なお、関連事項といたしまして、健全化法施行以前より地方公共団体の起債制限等に用いられた財政指標、公債費比率及び起債制限比率につきまして、この度の平成22年度地方財政状況調査におきまして調査が廃止されましたことを、参考までに報告をさせていただきます。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（矢内作夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬゑ君） 健全化判断比率の表の中の実質公債費比率14.1。それから、将来負担比率87.4について質問します。

それぞれ昨年に比べて減少をしておりますけれども、減少率と、それから、その、それぞれの要因について、解説というか、ご回答よろしくをお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。はい。

総務課長（坪内頼男君） まず、実質公債費比率ですけれども、昨年が 15.0 ということで、今年、22 年度決算におきましては、14.1 ということで、0.9 パーセント改善をされています。比率については、それを割っていただいたらと思います。0.9 の改善です。ですから、減少ということで改善です。

それから、将来負担比率につきましても、昨年は、115.3 で、22 年度決算につきましては、87.4 ということで、マイナスの 27.9。27.9 のポイントの改善をされています。

で、その改善の、減少の主な理由ですけれども、実質公債費比率につきましては、公債費の、実質公債費比率につきましては、3 力年の単純平均ということで、平成 19 年が 16.9 ということで、前年度は、平成 19、20、21、3 力年の平均です。その関係が、まずあります。

それと、その主な、その財政上の理由ですけれども、公債費に充当する一般財源が減額したということです。で、その公債費充当の一般財源の主な減の要因ですけれども、平成 7 年に借入れの一般廃棄物処理事業債、これは、ごみ処理場の建設に発行した起債ですけれども、それが 11 億 2,690 万ありました。その起債の償還が終了したということで、その起債を平成 19 年と比較しますと、1 億 5,000 万ほど減ということになってます。

それと、もう一方、分母となる方ですけれども、普通交付税の額。これが、国の交付税の施策ということで雇用対策、地域資源活用臨時特例費、こういうものが創設されて、地方交付税が伸びております。その関係で、分母となる標準財政規模が増加したという。この関係で、実質公債費比率が減少したと。好転したというように分析しております。

それと、将来負担比率の好転の、その主な理由ですけれども、これにつきましても、地方債の残高が、減少をしたということです。平成 21 年度につきましては、災害の、21 年度の台風 9 号の災害で、災害復旧事業債、1 億 2,990 万発行しております。その災害の起債。それから、国の経済対策ということで、3 億 3,000 万ほど借入、起債を発行しています。その起債が、対 21 年と比較して、影響額としては、5 億ほど減額ということになります。

それと、これも分母の方ですけれども、その起債の、充当する、可能な財源としての基金、これの増加。22 年度で災害復興基金ということで、3 億ほど積みました。で、この起債償還に充当できる可能基金の増という影響があります。

で、それと合わせて、国の政策で交付税が充実された中で、標準財政規模も増加したということで分析しております。

以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 昨年もまあ、この関係では報告いただいているところなんですけれ

ども、その時の分析の中で、質疑もしたんですけれども、後の分、将来負担比率の関係で、大幅な、昨年に比べて大きく改善されたというか、数字的にそうなっているんですけれど、その要因として述べられた交付税の増額の要因などは、その、いわゆる職員の退職手当金なども考慮されているというふうに認識していいんでしょうか。その職員の退職手当金の関係は、これには関係ありませんか。伺います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 交付税の算入に関しては、その職員の退職手当の負担の影響はありません。

将来負担として、退職手当の負担の見込みというんですか、それは、平成 21 年から平成 22 年にかけて職員数も実質 7 名減をしております。その 7 名の負担ということで、約、減額、3,000 万ほどの将来負担の減額を見込んでおります。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

委員（鍋島裕文君） まず実質公債費比率の関係ではね、平成 19 年が 16.9 パーセントほど高かったわけですけれども、まああの、1つの要因に、前回の議会で確認したのは、当時ね、分母に、臨時財政対策債を算入しなかったと。だから、当然、分母が小さかったという点も、1つの要因として指摘されていたんで、今回も当然、それは、理由になるというふうに思います。

それで、将来負担比率、もう 1 回確認したいんですが、28、30 ポイント近い対前年、減額ですね、で、将来負担額については、分子の将来負担額については、今、説明あったように、地方債現在高が 5 億円ほど減っていると。

それから、充当可能基金については、これ分母と言われておったけど分子ですね。将来負担額は引くわけですから。分子の。これが 3 億円ということですね、合計 8 億円ほど分子が小さくなっている。当然のことながら、分母の標準財政規模が、前回 87 億から 91 億ですから、4 億円ほど膨れておるといこと差し引いても、30 ポイントから下げようと思ったらね、上の分母が 20 億。15 億から 20 億近く下がらないと 30 ポイントからの減少はならないというふうに思うんだけど、これ以外に、もうあり得ないのか。そのあたり、ちょっと確認をしておきたいんですけど。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、すいません。先ほど言いました、分子の方です。

その将来負担で、地方債の現在高の減額というのは、まあ、5 億ほど。それと、公営企業への繰入。これに関しては 8 億 6,000 万。それと、組合等、いろんな一部事務組合に入

っています。そこの起債の佐用町の負担額。その分の減額が2億6,000万。そういった、その2つの要素も入って、率が、27、30パーセント近く減額したということです。はい。

委員（鍋島裕文君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。はい、ほかに。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

---

日程第6．報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第6、報告第5号であります。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。  
教育長、勝山 剛君。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

それでは、ただ今、上程いただきました報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等について、ご報告申し上げます。

教育委員会では、教育基本法の改正に沿い、平成22年度佐用町教育振興基本計画を策定したところでございます。

その基本計画では、佐用の明日を担うところ豊かな人づくりを基本理念として、子どもたちが夢や希望を持ち、いきいきと輝く夢ある教育と思いやりの心、ふるさとの自然や伝統文化を大切に、ふるさと佐用を愛する気持ちを持ち、広く社会に貢献できる人を育てる、こころ豊かな人づくりを目指しています。

そこで、今回、教育委員会評価につきましては、基本計画の重点目標に関わる基本施策21項目と具体的施策57項目を単位として点検・評価を行うと共に、教育委員会事務局が行った事務事業41件について評価を実施いたしました。

点検・評価の具体的な内容につきましては、各施策の取組状況を示すと共に、それぞれの施策、事業の進捗・達成状況と取組状況の成果・課題をまとめたものでございます。

教育委員会評価の結果につきましては、3名の外部有識者委員から、意見を得ることにより客観性を担保すると共に、説明責任を果たすため、本町議会に報告し、ホームページ等に広く住民の皆様にご公表するものでございます。

以上、報告終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（矢内作夫君） 以上で、教育長の報告は終わりました。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあちょっと、たくさんあるんでね、ページ数あって、まとめて質問させていただきますので、答弁、よろしくお願ひいたします。

まず、55 ページお願いいたします。

議長（矢内作夫君） 45 ページ。55。

16 番（鍋島裕文君） 55 ページです。各事業ごとのね、前回の報告内容、パターンですけども、まずは、55 ページで、今後の方向性の中でね、具体的な取り組みとして、統廃合を見据えてね、物品の余剰は、少しでも抑制するというふうに書いてあります。今後の方向はね、で、言い訳程度に、学校運営に支障を来たさぬように留意しながらという言い訳があるんだけど、で、それに対して外部評価としてはね、無駄は当然、省くべきだが、必要な物は買うべきだと。まあ、この2つで調和は取れておるんだけど、ただ、その、教育委員会の一次評価がね、これは、誰が読んでも、この行政文書としては、とにかく統廃合するんだから、もうできるだけ抑えるんだというのが前面に出た一次評価になっている。これ逆じゃないか。やっぱり、二次評価のように、学校に支障を来たさないのは、留意するのは当然だということで、まず、先に持って来てね、で、統廃合を見据えるというのが、これが、妥当な見解じゃないかと思うので、このあたりはどうなのかというのが、まず1点。

それから、66 ページ、評価番号9の学校給食センターの一次評価の関係です。

21年度の、この評価ではね、産地直送システム導入による地産地消の貢献を高めるというのが、大事なね、評価内容になっていた。去年はね。ところが、今年度は、これが消えてしまっておるという点で、このあたりは、去年からの継続はどうなのかというのが、1つの質問です。

よろしいですか。続いて、78 ページ、適応指導教室運營業務、これの今後の取組の方向性の中で、1つは、この3月の予算委員会の中でね、教育長が、あれ、平岡さんの質問だったかな、1日おきじゃなくて5日間ということを表明されて、この、今後の方向性では、平日5日間の開設が1つ出ている。これはまあ、評価できるんだが、去年のね、この取組、それから評価の中ではね、午前中だけじゃなくて全日、5時までですね、全日開設というのが課題として昨年挙げられていたんですね。それが、5日間は前進しておるけど、全日、もう必要なくなったのかどうか、去年からの経過からしてどうなのか。その点。

それから、80 ページ、学校生活支援職員配置事業の関係では、これは町民に公表するのであればね、配置の実態を、やっぱり当然、概要の中で明らかにしていただきたい。その点。

それから、84 ページのスクールアシスタント、これも一次評価の中で、去年は、3名配置という形で配置実態を報告されておるんだが、それが今回、ないという実態がね。配置実態がないということ。それから、今後の方向では、去年は、全小中学校に配置というのが課題になっていたんだが、これはもう、完全に消えていると。今回、評価の中でね。

それから、88 ページ、就学援助の関係では、去年、福井課長が、あれは誤りだったということですね、本会議の後、報告したんだが、それはまあ、今回、訂正されていると。生活保護基準の1.3倍。ただ、問題は、評価するのであればね、適用率。去年が小学校で46人、4.95パーセント。中学校30人で6.05パーセントという報告をしているんだけど、この適用率は、県下周辺自治体と比べてどうなのかと。適用率の状況ですね。このあたりもやっぱり評価すべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがということ。

以上、ちょっと早口で言いましたけども、その点、ご回答よろしく。

議長（矢内作夫君） 今、最後、88 ページ言うた。

16 番（鍋島裕文君） はい。

〔平岡君「86（聴取不能）」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君） 86 です。

議長（矢内作夫君） そうやる。

16 番（鍋島裕文君） うん。就学援助。ごめんごめん。88 じゃなくて。88 言うた。ああ、失礼しました。86 です。

議長（矢内作夫君） 86 やな。

16 番（鍋島裕文君） はい。よろしく。

議長（矢内作夫君） はい、5 件について、教育長。6 件か。6 件やな。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

教育課長（坂本博美君） すいません。

まず、55 ページですね。学校予算の関係ですね。これ、当然、今、議員さん言われたように、当然、学校の設備、それを中心に考えているわけですけども、なかなか学校、数が多くて、中で、いろんな備品等の調整をする場合に、1つ、同じパターンで行くと、全部の学校に一律に入るといっけらいいもありました。そういうことを、できるだけなくすために、やっぱり学校は学校で、それぞれ備品等、それからやり方も違います。だから、1校予算ついたからって、全部一律につくわけじゃない。そういうことも調整しながら、予算も、当然、財政とも協議しながらやるんですけども、まず、財政協議に行く前に、教育委員会と、それから、それぞれの学校とで、そういう予算査定じゃないんですけども、それぞれの予算の中身を審議する中で、こういう調整を、ちょっとさせていただきます。

それと、66 ページですね。学校給食センターの、今回の一般質問でございましたけれども、実際これ、これを飛ばしているわけじゃございません。但し、われわれが当初考えていたように、地元の方と、そういう一緒に、食材供給に取り組んでいきたいということを思っていたんですけども、中身を開けると、なかなかその、給食センターもやっぱり安全・安心というのが中心でございます。それと量の確保、それから額の一定化、そういういろんな規制があって、地域の方は、それぞれの市場とか、そういう道の駅とか、そういう所へ卸される中で、なかなか定価についても、高い所に納められるというところがあって、それを給食センターに、ずっと安定して入れて、なお且つ、規格があります。そういう物の中で、今は、なかなか出してみても、あんまり難しいこと言われたらしんどいなというようなことがあって、なかなか、それ進まないです。ただ、今後、今年も協議するんですけども、来年に向けて、もっと対象者を増やしたり、いろんな工夫をしながら、鮮度冷蔵庫もございます。今年は、ジャガイモか玉ねぎを一応、大量に入れて保存するというような工夫もしております。だから、今後、今の仕組みを、ちょっと変えていながら、対象者を増やしていきたいなという工夫はやっておるところでございます。



それから、78 ページでしたかね。適応教室につきましては、以前から、その始まった時は、2名だったんですけども、現在、4名になってます。それで、これ、なかなか難しいんですけども、月、水、金の1日おきにやっていて、それも午前中なんです。これを、その全日という、われわれも要望もしていたんですけども、ただ、効果的にですね、これ、なかなか難しいんですけども、その子どもたちが、過去にずっと、ほな復帰していったかという例も、まだ、ございません。ただし、卒業して、高校に行かれたという例はございますが、中学校に帰ってきたという例もなく、ただ、その中で、これを毎日、ほな続けたら、その効果が出るかと言われても、なかなかその、直ぐに、週に3回のところが5日になったら効果が出るということが、なかなか説明できなくて、適応教室におられている先生も、その指導の方法がですね、なかなか、何かのカリキュラム言うんか、プログラムがあって、それに基づいてやっておられるものではないんです。ただ、子ども達を、自由に遊ばせて、横から見るとですね、人と、少なくとも、2人、3人、4人ぐらいのところで、自由に話ができるところから進めていくというような姿勢でおられますので、われわれも、どういう教育方法がいいんかとか、そういことまで、ちょっと踏み込めないところがあります。ただ、子ども達は、毎日、楽しく来ているようですので、何とかその、今の3日、週3日ですけどね、この体制が続いていく中で、その1人でも2人でも、学校に通えるような子ができたらいいなと思っておりますけども、今の中では、なかなか、それが確定して、週の回数を増やしたから、成果が出るというところまで、まだ、検証できておりません。で、かと言って、そしたら、3日のままでいいんかということをおっしゃると、非常に辛いんですけども、現在その、今の中で、精一杯指導していくということしか、ちょっと今のところ、手立てはないように思われます。

それから、80 ページ。すいません。そしたら、80 ページは、教育長の方から。

〔教育長 挙手〕

教育長（勝山 剛君） はい、失礼します。80 ページの学校生活支援職員の配置事業ですけれども、これにつきましては、2名、今のところは、佐用小学校と幕山小学校に配置しております。

で、特別支援を要する子ども達を通級指導と言いまして、別途、別教室に、教科によってとか、状況によって、その支援教員が指導にあたる。後、担任教師と連携を図りながら、計画的に、また、特に基本的な生活。更には、基本的な学習。そういうものの指導にあっております。

で、元々、この支援教員は、各、佐用町のような規模の学校数、または、学校であれば、小学校、中学校に1名、1名の配置ということが、基本のようですけれども、学校長等々と協議をしながら、現在のところは、佐用町では、小学校に必要性があるということで、今のところ小学校に2名置いております。

今後は、中学校に1名置くような状況も見えておりますので、検討をして参りたいと思います。

それから、82 ページのスクールアシスタント、

〔教育課長「84 ページや。84 ページ」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） 82 ページや。スクールカウンセラー。

〔教育課長「アシスタント、84 ページ」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） 失礼しました。スクールアシスタントの派遣事業ですけれども、これにつきましても、事業概要のところに書いておりますが、非常にまあ、学習障害、それから、注意欠陥、多動性障害等々の子ども達が、まあ、以前より増加の傾向にあります。そういうことで、特別支援学級の設置とあわせもって、スクールアシスタントの派遣事業をしております。

例えば、本年の 23 年度につきましては、1つの例を挙げますと、上月小学校に設置希望がありました。特別支援学級の設置希望がありました。これにつきましては、3月の中過ぎぐらいしか決定が下りませんでしたので、予算的には、スクールアシスタントも配置できると。設置ができない場合には、スクールアシスタントを配置するというような形でしてありましたけれども、今回、上月小学校に新しく特別支援学級が設置されましたので、アシスタントについては、配置をしておりません。

それから、86 ページの就学援助のことにつきましては、1.3 倍のことかと思いますが、まあ、昨年度もお話をさせていただきましたけれども、だいたい 1.2 から 1.5 ぐらいの範囲であります。近隣市町、それから近畿、県内ですね。で、やっぱりほとんど、割合が高いのは、1.3 倍でしております。このへんは、いろんな市町の動向も踏まえながら、検討も加えていかなければならない時が来るかと思いますが、現在のところは、1.3 倍でやっております。

それから、先ほど、課長がご説明しました適応教室のことですけれども、まあ、適応教室は、基本的には、私の考えとしては、学校に登校日の時には、開設をしてやりたいというのが、私の考えであります。そうすることによって、学校と適応教室との連絡もスムーズに行くのではないかと。まあ、例えば、午前 9 時から午後 5 時までにするのか。いやいや、そうではなくって、午前中だけにするのか。まあ、これは、非常に検討の課題が今後あるかと思いますが、まあ、学校に登校日の時には、基本的には、開設をしてやりたいと、まあ、そういう方向で、今後も検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、16 番、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 2 点だけお願いします。

78 ページの今の教育長の適応指導教室の見解でありますけれども、今の見解は、それでいいんですが、問題は、課長、事務方のね、見解が、どうなのかというふうに思ったんですよね。この一次評価、それから、今後の方向、二次評価、どれを見てもね、今、教育長言われたように、平日 5 日間、学校のある時には開設する。これは、以前から保護者や、それから指導者、指導員からの声だということですね、これが、予算委員会で議論されてる。で、教育長は、5 日間という表明をされたと。まあ、今年はできないけどということで、そういう経過があって、一時評価も今後の方向の取組も二次評価もね、今後の方向としては、平日 5 日間の開設を行うという明言をしておいて、それから、外部からの二次評価も 5 日間の開設を願うということになっていて、それから、事業としては、拡充に丸が付いててね、これだけ明確に評価、見解が出ているものに対して、事務方として、その 3 日間がいいのか、5 日間がいいのか、未だ、はっきり分らんのですというような見解はね。だったら、この評価は、何のためにやったんだということになるわけですね。だから、そ

のあたりは、事務方の見解としては、いかがと思うので、そのあたりの再答弁をお願いしたいと思います。

それから、86 ページもう 1 点、就学援助の関係、1.3 倍の枠については、分かったんですけども、何人適用されているかというやつをね、本町と、それから県下周辺自治体、この適用率も比較、評価をする必要があるんじゃないかという質問をしてたんで、そのあたりの評価が、ここにはないんでね、それは、どうなのかという、この 2 点、再質問お願いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 適応教室の運営のあり方、今後につきましては、先ほど、課長との見解の違いと言いますが、そういうものがありました、子ども達が、スクスクと成長する。また、適応教室が、学校への、まあ 1 つの学校へ復帰するためのところですので、そういう点で、共通理解を図りながら、今後進めていきたいと考えますので、どうかよろしくをお願いしたいと思います。

1 点あの、ちょっと、十分理解ができなかったわけですが。

〔鍋島君「就学援助。再質問」と呼ぶ〕

教育長（勝山 剛君） 86 ページの件につきまして、何に適用するかというようなこと、ちょっと理解できなかったんですが。

〔鍋島君「はいはい、ちょっと舌足らずで」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） この基準に基づいてね、本町では、就学援助の適用をされておることなんです。で、それは、何人、今、適用されているかということで、去年が、小学校で 4.9。中学校で、全子どもの数に対してですよ。6 パーセントという適用率という報告があったんですね。去年。で、今年も、おそらく似たようなことだというふうに思うんですけども、いや、もう、その数字はよろしいですわ。聞きたいのは、そういう適用率もね、周辺自治体と比較しながら、本町においてはどうなのかと。何か、改善をすべき点はないのかと。この適用率で。そんな評価、分析もされる必要があるんじゃないかという質問なんです。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 確かに、ここに該当する子ども達の数値と言いますが、これは、だいたいまあ、大きな変動は、ここ数年ありませんけれども、年間通じまして、やっぱり 2 カ月に 1 回ぐらいは、審査に上がってくる子ども達があります。やっぱり、今後、数的には、少ないかも分かりませんが、増加の傾向にはあると。私は、そのように認識し

ております。まあ、今回、ご指摘いただきましたようなことにつきましても、今後、検討して参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） 42ページのですね、登校下校の安全確保ということで、上がっております。これらにつきましてね、今、子ども達の数が減ってですね、集団登校、集団下校というんが、バラバラになったりしておる時があると思うんですよ。ですから、そういう時には、今、健康管理のために散歩される方が、大変増えております。ですから、そういうふうな方とね、各集落において連携とりながら、そういう散歩される方に、町の見守り隊が何かというような、1つのこういうゼッケンでも着けてね、学校の方の方へ、その子ども達が下校する時とか、まあ、そういうような時、登校も、もし朝、あずかれる方がね、あれば、そういう方とも連携取りながらですね、子どもを見守って、そういう何か、事があった時にね、直ぐ対処できるという方向にですね、やはり、そういうふうなことも加味していただきたらと思うんですけれど、まあ、当局の方としては、どのようなお考えかということと。

それから、56ページ、図書の充実ということでございますけれど、子ども達、図書の本を仮に充実したとしてもですね、今現在、子ども達が、そういう今、活字離れという中でですね、どれくらい読んでおるかという現状をつかまえてね、その中で、さらに、その子ども達が本が読めるように、小さい時から、幼稚園の時でもイソップとか昔話でも読んでやればですね、自分が字を覚えたら本が好きになって、自分からも読めると。そういう中で、本が読める子については、先生の言うことも、45分の時間の中ですとね、ちゃんと黒板に向かって静かにしておくことができると。本の嫌いな子は、ちょっとキョロキョロしたり、ちょっと、そういう集中力が欠けるといふに言われておりますのでね、そこらへんの対処について、ただ単なる、本を、新しいんに増やすだけでいいんかどうか。今後の、そういう取り組みについてもですね、もし、こういうことをやろうとしておるといふことがあれば、教えていただきたいのと。

それから、82ページ、スクールカウンセラー。今現在ですね、そういういじめとか暴力、そういうようなんが、今、どのような状態、現状なのか。そして、さらに、それあるとすれば、それらを減らすためにね、どういうふうなことを、今後考えておられるとか、そういうふうなことについても、ちょっと分かれば、ちょっと述べていただきたいと思っております。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長、3点。

教育長（勝山 剛君） まず、42ページの交通にかかわってのことですけれども、ここ、本当にあの、数年ですね、各地域の自治会を中心に、いろんな各種団体の方が、特に、登校中ですね、見守りをしていただいたり、また、子ども達が、徒歩で歩く区間をですね、自治会長さんなんか、毎日のようにですね、歩いていただいたり、また、気になる地域の方々

が下校の時に、本当に見守っていただいて、例え 100 メートルでも 200 メートルでも一緒に帰っていただいたりですね、多くの方々に協力をいただいております。非常にありがたいことだと思っております。

また、地域によってはですね、防災無線、放送を活用して、下校の時ですね、いろんな形で、放送をしていただいて、注意喚起を促していただいております。

まあ、ゼッケンとか、そういうことにつきましては、今のところ具体的には考えておりませんが、ほとんどの方が、蛍光塗料のタスキをしたりですね、それからまた、交通の旗を持ったりして、順次、見守りをしていただいているように感じております。今後もそういうことで、学校と地域との連携を図りながら、これを充実と言いますか、目を向けていただくように協力要請をして、継続したいと思っております。

それから、56 ページの図書の充実については、おっしゃいますとおり、図書をなんぼ充足率を満たしたとしても、この活用を十分にしなかったら、もう意味がありませんので、そういう点で、まあ、過去長い間、図書館に眠っている古い本も多数あります。そういう意味で、まあ、その貴重な本。さらには、現代に合う課題図書だとか、そういうことを、まあ、これから充実していこうと、今、しておるところでありますし、まあ、活字離れ云々のことにつきましても、当然、本を読むだけじゃなくって、自分の手でノートとか、そういう用紙を使って文字を書く量というものは、ここ 10 年、20 年で相当減っております。どうしても耳で聞いて言葉で言って、それで終わってしまうと。まあ、そういうことが、私達の社会の中にもありますので、特に、子ども達には、そういう書く、読む、計算、こういう基本的なことをですね、しっかり教えていきたいと。また、身に付けさせたいと、そのように思っております。今後、まあ、今日も校長会がありまして、一般質問の質問内容についても、校長にお話して、特にまあ図書の充実もさることながら、図書室の活用、これについては、十分学校で議論してもらいたいということを話しております。

それから、82 ページのスクールカウンセラーにつきましては、これは、中学校に各 1 名、それから水害以降、幕山小学校に 1 名、県が配置しております。県費負担になっております。非常勤でありますけれども、そういうことで、いじめ等については、具体的ないじめであるということで報告は、現在のところありませんが、しかしまあ、悪さをされたとか、そういうようなですね、ことについては報告が上がっております。まあ、今のところ各学校とスクールカウンセラーで指導をしておると、そういうことでございます。なお、暴力とか、そういうことについては、現在のところ沈静化しておりまして、大きな事件、事故なく過ごさせていただいております。また、夏休み中につきましても、当初 3 件ほど交通事故がありました。大きな事故にならず、新学期を迎えたところです。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3 番、岡本君。

3 番（岡本義次君） 最初の 56 ページのですね、ああ、違います。一番最初の見守りの分ですけどですね、学校、校区によっては、ただ今、子ども達が下校しますというような防災無線を流されている所もあると思っておりますけれど、これはまあ、そこだけ。いわゆるバラバラじゃなくって、やはり佐用町全体の小学校なりのね、校区の中で、学校の方が、防災無線で皆さんにお知らせして、その時分が来れば、いわゆる散歩される方、町、村を歩かれる方がですね、そういう時間帯見はからって出てもらうように、極力ね、お願いも含めてですけど、された方がいいんじゃないかと思っておりますし、その防災無線のね、そのあり方いうんは、あれ一旦、防災無線、前のように、部落内とか各地区でパッとやっても

直ぐできひんでしょ。10分か15分ほど、もし詰まっておったりしたら。後でこう入って来るようになりますよね。ですから、そこらへんは、防災無線の方の担当として、技術的にですね、前のように直ぐできるような格好には、ならないんですか。そこらへん、どんなんですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 無線の機能についてのご質問ですけども、無線については、やっぱり、無線ですので、前のようにというのは、多分、有線のことを念頭に置かれているんじゃないかと思います。有線の場合は、即、マイク立ち上げれば、そのまま流れるということが出来ますけれども、無線の場合は、やはり電波を飛ばすということで、実際のその、各集落等に遠隔装置を付けてますけれども、その放送の仕方、即時放送というのと、遠隔、時間を設定してする放送と二通りあります。即時放送の場合は、比較的早く、短時間で放送できるんですけども、たいていの場合、競合を避けて時間設定をします。ほな、時間設定をすれば、使用中、時間が重なってもタイム差で放送できるというメリットがあります。ほとんどまあ、時間設定、予約設定ということになってますけども、それほど遅く、即時放送という操作を使えば、そんなにタイム差はなく放送はできるようなシステムになってます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本君。

3番（岡本義次君） この間みたいにね、たまたま避難しておって、公民館へ、円光寺も何人かの方が避難されておったんです。その前に、自治会長が放送かけた時にも、なかなかその、つかえておったんかどうか、

〔石堂君「議長。これ、教育委員会の評価報告書についての報告ですよ。ちょっと、議事の進行を修正してください」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、すみません。すみません。

3番（岡本義次君） いや、その防災無線のことも含めてね、やっぱり、子どもの、その、防災無線ずっとしていくんだったら、各地区に呼びかけるということは大事なこっちゃで、その関連として防災無線のあり方を言うたんであって、何も違ってないと思います。うん。

議長（矢内作夫君） 岡本議員ね、ちょっと、趣旨が違うんで。はい。また、機会変えてお願いします。

ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑は終結をいたします。

ここで、1時間15分経ちました。暫時休憩をしたいと思いますので。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

10 番（山本幹雄君） 休憩してもろたらええんやけど、その後、ちょっと言わせて。

議長（矢内作夫君） はい。

午前 10 時 45 分 休憩

午前 10 時 59 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行いたします。

---

#### 日程第 7 . 議案第 84 号 町道路線の変更について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 7、議案第 84 号、町道路線の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 84 号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の変更案件 2 路線を上程をいたしております。

まず、整理番号 10038 番、秀谷線は、秀谷残土処分地の造成工事により、路線の終点を変更し、延長を 2,200.58 メートルから 1,294.00 メートルにしようとするものであります。

次に、整理番号 20439 番の小赤松支線は、町道敷地の一部を河川改修事業による代替地としたいため、路線の起点を変更し、延長を 176.93 メートルから 53.40 メートルにしようとするものでございます。

以上、2 路線の町道路線の変更につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 84 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 84 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 84 号、町道路線の変更については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 8 . 議案第 85 号 町道路線の認定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 8、議案第 85 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 85 号、町道路線の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今議会におきまして、町道路線の認定案件 2 路線を上程をいたしております。

まず、整理番号 20583 番、小赤松 1 号線は、先ほど、町道路線の変更で提案説明を行いました小赤松支線の変更前の起点から接続する農道までの間の延長 87.50 メートルを新規路線として認定しようとするものでございます。

次に、整理番号 10523 番、清水ノ元線は、上長尾地区の宅地造成工事を行い、その進入道路を新設いたしましたので延長 58.4 メートルを新規路線として認定しようとするものでございます。

以上、2 路線の町道路線の認定につきまして、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要でございますので、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 85 号も産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 85 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 85 号、町道路線の変更については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第 9 . 議案第 86 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 9、議案第 86 号、佐用町税条例等の一部を改正する



条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 86 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 23 年 6 月 30 日付で現下の厳しい経済情勢及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして、佐用町税条例の一部を改正いたしたく提案申し上げる次第でございます。

法律の公布に伴う町条例に関係する改正といたしましては、主には 2 点ございまして、1 点目は、不申告等に係る過料を 3 万円から 10 万円に引き上げるというものでございます。

2 点目につきましては、町県民税申告に係る寄附金の税額控除に係るもので、税額控除の対象となる寄附金の範囲を定めるものでございますが、県税との整合性を保つため、本町におきましては、具体的な寄附対象団体等の指定は行いませんので、実質的な対象範囲につきましてはの変更はございません。

本条例の施行日は公布の日と定めるものでありますが、適用期日及び範囲につきましては、附則において、別に定めのあるものは、それぞれの適用期日及び範囲となります。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 86 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題としております議案第 86 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 86 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 10 . 議案第 87 号 佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 10、議案第 87 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程いただきました議案第 87 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年 7 月 29 日に災害弔慰金の支給に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。この法律改正は、東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑み行われたものであります。

この法律の施行により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者と同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹が加えられました。

法律の改正を受け、この条例改正において、死亡した者に配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもがいない場合に限り、兄弟姉妹に災害弔慰金が支給されることに遺漏がないよう入念に行うものであります。

この改正は、平成 23 年 3 月 11 日以降の災害に適用されるものであります。

また、既存の条例に脱字がございましたので、同時に修正するものであります。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長（矢内作夫君） 　　はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 87 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題としております議案第 87 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 　　はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 87 号、佐用町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

日程第 11 . 議案第 88 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 　　続いて日程第 11、議案第 88 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　それでは、ただ今上程いただきました議案第 88 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の一部改正は、家畜伝染病予防法の改正に伴い、農業災害補償法が改正されるこ

とにより、佐用町農業共済条例の改正を行う必要が生じたものであります。

主な改正内容は、家畜共済において、口蹄疫などの伝染病であっても、不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったときを共済の廃用事故として認定し、共済金を支払う余地を残していましたが、家畜伝染病予防法の改正により、口蹄疫等の患畜、疑似患畜として処分される家畜については特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて全額を補償されることになりました。従いまして、この手当金等を交付される可能性が生じた家畜については、家畜共済の廃用事故の範囲から除外する改正を行うものでございます。

また、漢字使用の告示に基づく、誤字や文脈に照らした条ずれ反映誤り等を改めるものでございます。

ご承認いただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 88 号は、産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いをいたします。

質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

ただ今、議題といたしております議案第 88 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 88 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

- 
- 日程第 12 . 議案第 89 号 平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について  
日程第 13 . 議案第 90 号 平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 14 . 議案第 91 号 平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 15 . 議案第 92 号 平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について  
日程第 16 . 議案第 93 号 平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 17 . 議案第 94 号 平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について  
日程第 18 . 議案第 95 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 12 ないし日程第 18 については一括議題といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

議案第 89 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 90 号、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 91 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 92 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 93 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 94 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について。

議案第 95 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迢典章君。

〔町長 庵迢典章君 登壇〕

町長（庵迢典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 89 号から議案第 95 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 89 号、佐用町一般会計補正予算（第 4 号）からご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 9,324 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 134 億 4,830 万 3,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入から説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

地方特例交付金 553 万 3,000 円の減額は、減収補てん特例交付金と、子ども手当及び児童手当特例交付金につきまして、交付額が決定したことに伴うものでございます。

地方交付税につきましても、この度、普通交付税の交付額が決定いたしましたので 5 億 4,740 万 5,000 円を増額計上し、普通交付税の総額を 59 億 1,890 万 5,000 円といたしております。

分担金及び負担金につきましては、分担金 73 万 3,000 円の増額で、農林水産業費分担金におきまして、新規事業の追加などに伴う補正でございます。

国庫支出金は、国庫補助金におきまして 2,710 万 5,000 円の減額でございます。健康増進事業補助金、戦略作物生産拡大事業補助金など、新規事業に伴う追加計上と、安全・安心な学校づくり交付金の財源変更に伴う減額などが主な内容でございます。

県支出金につきましては、5,568 万 9,000 円の増額といたしております。うち、県補助金につきましては、地域づくり活動支援市町モデル事業補助金、西播磨ふるさとの風景づくり整備事業補助金などの新規事業の実施に伴うものに加え、現年発生農林災害復旧費補助金など、予定事業量を見込みまして 5,549 万 9,000 円を増額。県委託金は、道徳教育推進拠点校事業委託金を 19 万円追加計上いたしております。

財産収入につきましては、財産売払収入におきまして 6,254 万 2,000 円の増額。内容は、

早瀬2自治会の撫倉集会所用地など、河川改修事業に伴う町有地の土地売払代金が主なもので、当初予算におきまして雑入の物件移転補償費に含めて計上いたしておりました久崎住宅の用地売払代金も、今回この費目に振り替え計上いたしております。

寄附金につきましては、129万5,000円の増額。農林水産施設災害復旧費寄附金の増額でございます。

繰入金につきましては、基金繰入金3億4,585万7,000円の減額で、財政調整基金繰入金3億4,875万7,000円の減額と、ふるさと応援基金繰入金290万円の増額でございます。

繰越金につきましては、9,297万2,000円の増額。平成22年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入774万9,000円の減額。これは、早瀬2自治会撫倉集会所建物の物件移転等補償費の追加計上が主なものでございますが、財産売払収入の項で申し上げました久崎住宅の土地売払代金の振り替え減額がございますので、全体ではマイナス計上となっております。

町債につきましては、8,114万9,000円の減額でございます。臨時財政対策債発行可能額の決定に伴う1億624万9,000円の減額と、義務教育施設整備事業債におきまして、合併特例事業債を2,510万円増額いたしております。

次に、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、総務管理費におきまして4,976万4,000円を増額いたしております。主な内容は、職員退職手当組合特別負担金2,570万1,000円の増額、早瀬2自治会撫倉集会所移転経費1,745万円の追加、地域づくり活動支援市町モデル事業交付金220万円などの追加でございます。

民生費におきましては、1,545万6,000円の増額でございます。うち、社会福祉費におきましては、357万8,000円の増額で、地域支え合い体制づくり事業の関係経費の増額、福祉医療費の平成22年度精算金の追加が主な内容でございます。児童福祉費におきましては、1,167万8,000円の増額。学童保育事業における送迎バス運行経費の精算見込み、福祉医療費の平成22年度精算、地域子育て創生事業費の増額を計上いたしております。国民年金事務取扱費におきましては、時間外勤務手当20万円の増額でございます。

衛生費は、559万5,000円の増額いたしております。うち、保健衛生費におきましては、119万7,000円の増額で、大腸がん検診事業費の追加、地域子育て創生事業費の増額が主な内容でございます。清掃費におきましては、439万8,000円の増額で、内訳は、最終処分場の廃棄物中間処理委託料89万3,000円の追加と、事業量増加に伴う合併処理浄化槽設置整備事業補助金350万5,000円の増額でございます。

農林水産業費は、3,389万4,000円の増額でございます。うち、農業費におきましては、2,435万円の増額。戦略作物生産拡大事業、西播磨ふるさとの風景づくり整備事業などの新規事業費の追加と、農産物処理加工施設の備品の更新経費が主なものでございます。林業費におきましては、954万4,000円の増額で、治山事業費の増額が主な内容でございます。

土木費につきましては、住宅費14万3,000円の増額で、福祉施設職員住宅の修繕料を追加いたしております。

消防費におきましては、2,782万3,000円の増額。主なものは、消防団員等基金負担金2,644万8,000円の増額でございます。

教育費につきましては、370万6,000円の増額でございます。うち、教育総務費におきましては、同一目内における予算額の移動でございます。小学校費におきましては、19万1,000円の増額。道徳教育推進拠点校事業費の追加19万1,000円と、児童就学援助費の調整、上月小学校大規模改造事業費の財源変更を計上いたしております。社会教育費におきましては、210万円の増額でございます。工事請負費といたしまして、上三河農村舞台の

整備費と、三日月の大ムクの整備費を追加計上いたしております。保健体育費におきましては、141万5,000円の増額。内訳は、三方里山公園水道料の増額7万円と、町民プール修繕料の増額134万5,000円でございます。

災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費2,275万円の増額でございます。去る5月11日の豪雨災害に係る災害復旧事業費について、国の査定が終了いたしましたので、予算措置を行うものでございます。

公債費につきましては、1億485万7,000円の増額で、平成16年度、17年度借り入れの地域再生事業債の繰上償還費の追加でございます。

諸支出金につきましては、2,925万5,000円の増額でございます。基金費におきましては、町営住宅等共用施設整備基金、南光ひまわり館運営基金、災害復興基金の積立金を計上いたしております。

次に、地方債の補正でございますが、第2表、地方債補正によりまして説明をいたしません。3ページをご覧ください。

臨時財政対策債につきましては、決定された発行可能額に合わせまして、起債の限度額を5億8,136万9,000円に改めます。

義務教育施設整備事業債につきましては、上月小学校大規模改造事業が国庫補助事業から漏れたことに伴い、地方債への財源変更を行うなど、起債の限度額を1億20万円に改めるものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第90号、佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましても提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ266万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億7,422万円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。

繰入金は、1万1,000円の増額で、内訳は職員給与等繰入金で170万円の増額、その他一般会計繰入金を168万9,000円の減額になります。

繰越金は、265万2,000円の増額で、前年度繰越金となっております。

次に歳出についてであります。

総務費は、170万円の増額で、総務管理費の、職員手当等の増額でございます。

諸支出金では、96万3,000円の増額で、主なものは、償還金の退職者医療交付金返還金84万円、出産育児一時金補助金返還金で11万9,000円、高齢者医療制度円滑運営費補助金返還金で4,000円の増額となっております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の、提案説明とさせていただきます。

次に、議案第91号、平成23年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額にそれぞれ837万9,000円を増額し、予算総額を19億4,477万5,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、平成22年度補助金精算による還付金と、地域支え合い体制づくり事業に伴う費用によるものであります。

まず、歳入よりご説明いたします。繰入金において、その他一般会計繰入金34万6,000円を、介護給付費準備基金繰入金719万3,000円をそれぞれ繰り入れ、21年度からの繰越金84万円を計上いたしております。

歳出につきましては、各種償還金817万6,000円、包括的支援事業費で20万3,000円、それぞれを計上をいたしております。

なお、地域支え合い体制づくり事業の歳出額が14万3,000円、歳入額より不足いたし

ておりますけれども、当初予算分において対応できる事業があり、補助事業対応となりましたので財源の組み換えをいたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 92 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第 1 号）についての提案のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出に、それぞれ 310 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3,121 万 7,000 円とするものでございます。

この度、足掛け約 35 年の永きにわたり入所されており、この 5 月にお亡くなりになりました故池田よしの様のご遺族より高額の寄付をいただきました。寄付金につきましては、故人の意思を尊重し、朝霧園施設整備及び備品等の充実に充当させていただきます。

まず、歳入よりご説明をいたします。寄付金の一般寄付金で、299 万 9,000 円を、一般会計繰入金で 20 万 1,000 円をそれぞれ増額し、

〔健康福祉課長「10 万です」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） ああ、10 万 1,000 円をそれぞれ増額し、合計 310 万円の増額といたしております。

続いて歳出の説明を申し上げます。老人ホーム費において、需用費の修繕費で 40 万 8,000 円、消耗品費で 14 万 2,000 円の増額、備品購入費で 255 万円を増額し、合計 310 万円の増額といたしております。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 93 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,123 万円増額し、歳入歳出の予算総額を 10 億 1,198 万 8,000 円とするものであります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料において、本年度の実績状況を精査し、405 万 9,000 円の増額、繰越金については、22 年度決算が確定いたしましたので 717 万 1,000 円を増額をいたしました。

次に歳出の内容は、消費税におきまして、22 年度決算時における財源変更に伴う申告確定額の不足額、1,123 万円を増額するものでございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 94 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 96 万円を増額し、歳入歳出の予算総額を 5 億 4,657 万 8,000 円とするものでございます。

まず、歳入から主なものは、22 年度決算の確定により、繰越金 168 万 1,000 円の増額、一般会計からの繰入金を 72 万 2,000 円減額するものでございます。

歳出については、消費税において、22 年度決算における財源変更に伴う申告確定不足分 71 万円の増額、22 年度に実施した低コスト農業集落排水施設支援事業の特別賦課金 25 万円を増額するものでございます。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 95 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についての説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額の変更はございませんが、事業促進による財源変更でございます。

起債目的の変更について、当初、上水道施設災害復旧事業で限度額 1 億 2,620 万円、利率 3 パーセント以内といたしておりましたが、河川改修に伴う水道施設改良工事に充当するため、上水道施設改良事業を追加し、上水道施設災害復旧事業と 2 件にするもので、それぞれの限度額を、施設改良事業、1 億 1,100 万円、災害復旧事業、1,520 万円とし、合計 1 億 2,620 万円、利率については、変更はございません。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第 89 号から議案第 95 号までの補正予算についての説明を申し上げました。ご審議賜りまして、ご承認いただきますように、お願いを申し上げまして提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 89 号ないし議案第 95 号につきましては、9 月 16 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

日程第 19 . 議案第 96 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 19、議案第 96 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 96 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 23 年 6 月 24 日、スポーツ振興法の全部が改正され、新たにスポーツ基本法が公布され、スポーツ基本法の施行期日を定める政令により、施行日は平成 23 年 8 月 24 日となりました。

スポーツ振興法に基づいて設置されていた体育指導委員がスポーツ推進委員に置き換えられたため、本条例の一部を改正し名称変更をするものでございます。

以上で、説明を終わります。ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（矢内作夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔鍋島君 挙手〕



議長（矢内作夫君） はい、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、2点ほどお願いします。

今、提案説明あったように、スポーツ振興法からスポーツ基本法ということで、名称が変わったという、体育指導員からスポーツ推進委員にですね。まあこれ、確認ですけども、名称変更だけで内容、権限等ですね、変わりはないのかという確認。

それから2つ目に、本町の現在の体育指導員でありますけれども、教育委員会規則に出ているらしいですけど、1つは定数は何人になっているのかということですね。それから、その定数は、旧町ごとの地区別に分けられているのかどうか。

それから、3つ目に、合併以前と、後ですね、この定数に変化があったのかどうか。この点について、お願いいたします。

〔生涯学習課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長

生涯学習課長（保井正文君） はい、お答えします。

1点目の、スポーツ振興法から基本法に変わったということは、この法ができた当初、国民の健康とか体力ということで、まず振興という目的でずっと今日まで、体育指導員を中心に、当町におきましても、いろんな競技スポーツを含め、スポーツの振興にたずさわってきたところですが、まああの、細かいところについては、今後出て来ると思うんですが、基本的には、スポーツを国民一人ひとりが、自ら、まあ、スポーツをする、これ1つの権利と言いますか、そういう権利意識に変わってきたと。で、振興から、まあ、一定の成果が見られて、安定した形になったと言いますか、基本法という形に変わったというふうに理解しております。

それから、教育委員会規則なんですけど、私とかが所管をしておりますので、続いてお答えします。

現在の定員は40名でございます。スポーツ推進委員。それで、合併当初の、参考に教育委員会規則を付けておと思うんですが、規則で、体育指導員設置規則というのが、過去、今日までございましたが、この名称が、スポーツ推進委員に変わったことによって、既に9月1日付けで、そういった規則の改正を行っております。

合併当初は、旧町の経過措置として、65名までが経過措置でございましたが、現在は、60名の定員ということになっております。で、現実的には、40名の指導員が存在するということでございます。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

16番（鍋島裕文君） もう1つ、旧町ごとに定数分かれてないかという質問あったんですけど、地区ごとに定数を。

〔生涯学習課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい。

生涯学習課長（保井正文君） 旧町ごとの定数というのではなしに、全体で40名と。

ただ、人選の中では、そういった点も、規則には謳ってませんが、配慮いたしております。

議長（矢内作夫君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） その指導員なんですけど、男性、女性の、その分け方に基準があるかどうか。基準というか、女子は何名置かなくてはいけないとか、男子が何名という、そういう振り分けがあるのかどうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（保井正文君） 規則だったところはございませんが、昨年でしたか、ちょっと時期は、定かでないんですが、近々には、そういった女性の指導員に配慮して、指導員も必要ということで、まあ、それこそ、先ほど言いましたように、旧町とか、そのバランスを考えながら、最近は、特に、増やしております。

で、何人女性を入れないかんいうところはないように、思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 現在、女性が、何人いらっしゃるのか。そして、募集方法ですね、女性で、やっぱり体育なんか好きな人もあると思うんですが、そういった方法は、どのようにしてされておりますか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（保井正文君） 具体的な人数については、もし、必要だったら、決算委員会の時に、お答えさせていただきますが、ちょっと今、手元に、その資料持って上がっておりませんので、何人と何人いうことは、今現在はちょっと、申しかねます。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。ほかに。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで討論を終結をいたします。  
これより、議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 96 号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって議案第 96 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

議長（矢内作夫君） それではですね、これ今から、25 号から 35 号についての一括説明に入るんですけども、時間が多分、1 時間近くかかると思うんです。途中で止めるか、ここで休憩して新しくするか。それが、もう説明が済むまで続けるか、どないさしてもらいましょう。

〔「ここで休憩しようや」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 町長、当局側、それでよろしいですか。

〔町長「どちらでも」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） それでは、ここで昼食のため、暫時休憩ということで、それでは、再開を 1 時ということをお願いします。

午前 11 時 39 分 休憩

午後 0 0 時 58 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き、会議を続行いたします。  
生涯学習課長から、発言の申し出がありますので、よろしく願います。

生涯学習課長（保井正文君） はい、あの、失礼します。

先ほど、ご承認いただいたんですが、鍋島議員より、笹田議員に対して、一部、答弁できんかったことがありますので、改めて、報告だけ申し上げます。

合併前は、それぞれ旧町ごとに、佐用町を除く所は、約 15 名ずつおりました。佐用町は、少し、17、18 名ということで多かったようです。

それで、先ほど申し上げましたように、定員 60 なんですが、合併時点、旧町の指導委員全部引き受けましたんで、枠を 65 ということで、18 年まで、そういう形でありました。

それから、女性については、全体で 40 名なんですが、32 名が男性、女性 8 名ということで、この 8 名の女性につきましては、平成 21 年度から就任していただいております。

ちなみに地区別なんですが、上月、南光、三日月につきましては、男性 7 名、女性 2 名ということで、それぞれ 9 名ずつでございます。佐用地区については、11 と 2 名ということ

で、13名で、都合40名ということになっております。

それから、選出の形態なんですが、体育指導委員、あるいは、スポーツ推進委員いう形になって、多少、ニュアンスが違っておるといふ点もあるんですが、まあ、スポーツの指導ということで、ある程度、委員になられる方、特定の競技スポーツとか、あるいは、そういうものに、資格までは問わないんですが、精通しているとか、競技者として実績があるとか、そういった点、配慮した点がございます。

ただまあ、スポーツ推進委員ということで、今日現在は、そういうことがないんですが、17年から21年ぐらいまでの間は、佐用地域については、地域づくり協議会の方からの推薦というような形態もございましたが、今現在に至っては、それぞれ、そういった点を配慮しまして、いろんな情報の中で、直接、個人ごとに交渉する中で、委員の委嘱をしております。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労さんでした。

- 
- 日程第20．認定第1号 平成22年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第21．認定第2号 平成22年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第22．認定第3号 平成22年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第23．認定第4号 平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第24．認定第5号 平成22年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第25．認定第6号 平成22年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第26．認定第7号 平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第27．認定第8号 平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第28．認定第9号 平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第29．認定第10号 平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第30．認定第11号 平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第31．認定第12号 平成22年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第32．認定第13号 平成22年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第33．認定第14号 平成22年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第34．認定第15号 平成22年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第35．認定第16号 平成22年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第20に入りますが、日程第20ないし日程第35につきましては一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

認定第1号、平成22年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号、平成22年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号、平成22年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第4号、平成22年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第5号、平成22年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第6号、平成22年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第7号、平成22年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第8号、平成22年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第9号、平成22年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第10号、平成22年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第11号、平成22年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第12号、平成22年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第13号、平成22年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第14号、平成22年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第15号、平成22年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第16号、平成22年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、認定第1号から認定第16号までの、平成22年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括議題とされましたので、順次、ご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますのでご審議いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、認定第1号、平成22年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。

金額につきまして、一般会計は、1,000円単位で申し上げます。

まず決算書78ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。一般会計の歳入総額は161億3,375万8,000円、歳出総額が156億8,334万6,000円、歳入歳出差引額4億5,041万2,000円で、翌年度に繰り越すべき財源が2億3,821万6,000円でございますので、実質収支額は2億1,219万6,000円でございます。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を1億610万円といたしております。国の経済対策に伴う臨時交付金事業費が減少した分、歳出ベースで決算額が13億6,000万円余り減少いたしておりますが、災害復旧・復興関係経費が前年度以上の33億円にのぼり、決算額の数値は通常の年に比べ、依然、高くなっております。

次に、決算書1ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきまして、款別の収入済額、収入済額合計に対する割合等を報告をいたします。

町税は22億6,871万1,000円で、歳入に占める割合は14.06パーセント。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からのルールに基づきまして交付を

されております。地方譲与税 1 億 5,711 万 1,000 円で 0.97 パーセント、利子割交付金は 771 万 8,000 円で 0.05 パーセント、配当割交付金は 496 万円で 0.03 パーセント、株式譲渡所得割交付金は 164 万 1,000 円で 0.01 パーセント、地方消費税交付金は 1 億 9,074 万 9,000 円で 1.18 パーセント、ゴルフ場利用税交付金は 7,472 万 8,000 円で 0.46 パーセント、自動車取得税交付金は 5,171 万 1,000 円で 0.32 パーセントでございます。

地方特例交付金は 5,565 万、

〔総務課長「自動車取得税交付金 5,191 万 1,000 円」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 5,191 万 1,000 円。はい。訂正いたします。自動車取得税交付金は 5,191 万 1,000 円で 0.32 パーセントでございます。

地方特例交付金は 5,565 万 1,000 円で 0.34 パーセント、地方交付税は 65 億 9,345 万 5,000 円で 40.87 パーセント、そのうち、特別交付税が 10 億 9,579 万 4,000 円、交通安全対策特別交付金は 471 万 1,000 円、0.03 パーセントとなっております。

分担金及び負担金は 1 億 6,181 万 2,000 円で 1 パーセント。その主なものは、土地改良事業分担金、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は 2 億 7,267 万 8,000 円で 1.69 パーセント、その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は 17 億 7,103 万 9,000 円で 10.98 パーセント、その主なものといたしまして、児童手当・子ども手当の負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、投資的経費の財源といたしまして、公共土木施設災害復旧費負担金、社会資本整備総合交付金、安心・安全な学校づくり交付金などを、国の経済対策といたしまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金などを受け入れております。

県支出金は 17 億 2,580 万 3,000 円で 10.70 パーセント、その主なものは、児童手当・子ども手当の負担金、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、福祉医療関係補助金などのほか、災害復旧・復興関係といたしまして、高齢者住宅再建支援金補助金、住宅災害復興融資利子補給金補助金、平成 21 年台風第 9 号等災害対策中小企業融資利子補給事業助成金、現年・過年発生農林災害復旧費補助金など、国の経済対策関連では、緊急雇用創出補助事業補助金、ふるさと雇用再生基金事業補助金、電波遮へい対策事業費等補助金などでございます。

財産収入は 1 億 7,287 万円で 1.07 パーセント、その主なものは、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子、土地等の売払い代金などでございます。

寄附金は 2,876 万 8,000 円で 0.18 パーセント、災害義援金と、災害関係指定寄附金などが、主なものでございます。

繰入金は 5 億 1,064 万 5,000 円で 3.17 パーセント、中身は、特別会計繰入金と基金繰入金で、うち財政調整基金につきましては 4 億 4,031 万円を繰り入れております。

繰越金は 3 億 5,385 万 7,000 円、2.19 パーセントで、うち繰越明許費に係るものは 3 億 629 万 1,000 円でございます。

諸収入は 2 億 6,792 万 2,000 円で 1.66 パーセント、前年度におきましては、県市町村振興協会市町交付金、公用車災害給付金、町有建物災害等共済金など、災害に伴う臨時的収入を 2 億 2,000 万円余り計上いたしておりました関係で、本年度は 1 億 5,000 万円以上の大幅な減収となっております。

町債は 14 億 5,701 万 2,000 円で 9.03 パーセント、その内訳は、臨時財政対策債 8 億 4,891

万 2,000 円、過疎対策事業債 9,140 万円、合併特例事業債 2 億 2,550 万円、災害復旧事業債 2 億 6,640 万円、その他 2,480 万円となっております。

次に、歳出でございますが、同じく 7 ページ、一般会計歳出決算書をご覧ください。人件費関係は省略させていただきまして、歳入と同様、款別の支出済額とその割合、主な事業等についてご説明を申し上げます。

議会費は 1 億 1,727 万 4,000 円、歳出総額に占める割合は 0.75 パーセントでございます。

総務費は 21 億 7,411 万 2,000 円で 13.86 パーセントでございます。

総務管理費におきまして、国の経済対策に伴う地域活性化・交付金事業、JR 姫新線高速化・増便事業、コミュニティバス等の運行、合併以降取り組み推進いたしております協働のまちづくり事業、住民情報等電算システムの更新などを実施いたしております。徴税費におきましては、平成 24 年度固定資産・土地評価替えに向けた土地鑑定評価業務を委託。平成 25 年度までの債務負担行為を設定いたしております固定資産税評価更新業務委託料につきましては、第 2 年度の支出でございます。選挙費におきましては、町議会議員選挙、県議会議員選挙、参議院選挙、久崎財産区議会議員、それぞれの選挙を執行。統計調査費におきましては、国勢調査、工業統計調査等の指定統計を実施いたしております。災害復旧・復興関係経費につきましては、追悼式と感謝の集い開催経費、自治集会所被害備品更新助成金でございます。

民生費は 26 億 1,665 万 1,000 円で 16.68 パーセントでございます。主な事業といたしまして、社会福祉費におきましては、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、敬老事業、老人クラブ助成事業、老人医療費助成事業、老人保護措置事業、長寿祝金支給事業、障害者支援事業などがございます。児童福祉費におきましては、児童手当及び子ども手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等・母子家庭等医療費助成事業、保育園、子育て支援センター管理・運営事業などが主なものでございます。民生費の災害復旧・復興関係経費につきましては、災害救助費に計上いたしております高齢者住宅再建支援金、被災者生活復興資金貸付利子補給金負担金、住宅災害復興融資利子補給金などがございます。

衛生費は 10 億 7,500 万 7,000 円で 6.85 パーセントでございます。主な事業といたしまして、保健衛生費におきまして、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、新型インフルエンザ対策などの予防接種事業、妊婦健康診査補助などを行う母子保健事業などがございます。清掃費におきましては、クリーンセンター、衛生公苑、コミュニティプラントの施設管理事業が主なものでございます。災害復旧・復興関係経費は、心のケア・アンケート実施経費でございます。

農林水産業費は 8 億 1,662 万 5,000 円で 5.21 パーセントでございます。主な事業といたしまして、農業費におきまして、農作物特産定着化対策事業、野生動物防護柵設置事業補助、農業の担い手確保対策事業など、農業振興支援策を講じますとともに、県営ため池整備事業、団体営ため池等整備事業、中山間地域総合整備事業など、農業生産基盤整備事業を実施いたしております。林業費におきましては、町行造林保育事業、有害鳥獣駆除活動補助事業、町単独間伐事業、森林整備地域活動支援事業、緊急防災林整備事業などを実施をいたしております。災害復旧・復興関係事業につきましては、地域農業再生対策事業、倒木等処理対策事業、災害関連治山事業などがございます。

商工費は 1 億 4,945 万 3,000 円で 0.95 パーセントでございます。消費者行政活性化事業をはじめ、商工業振興策といたしましての郡経営者協会助成金や町商工会助成金、観光関係では、町観光協会補助金や、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。災害復旧・復興関係経費につきましては、災害対策融資利子補給金がございます。

土木費は 12 億 2,267 万 5,000 円で 7.8 パーセントでございます。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を、道路橋梁費におきましては、橋梁長寿命化計画策定事業、道路・橋梁の新設改良事業などを実施。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費におきましては、当該年度より定住促進住宅の管理・運営経費を計上いたしております。土木費の災害復旧・復興関係事業につきましては、町営中上月住宅の除却と、秀谷残土処分場用地の取得がございます。

消防費は 5 億 6,630 万 8,000 円で 3.61 パーセント。非常備消防費におきましては、分団再編に伴う消防用車両の購入などを行っております。災害復旧・復興関係経費といたしまして、災害対策費に計上いたしておりますのは、災害復興計画フォローアップ委員会及び災害検証委員会の開催経費、災害復興計画の作成費、防災マップ作成業務委託料、地域防災計画策定支援助成金などでございます。

教育費は 9 億 6,259 万 1,000 円で 6.14 パーセントでございます。教育総務費におきまして、教育の基本方針の策定と学校規模適正化に向けて教育審議会を設置。適応指導教室の運営、私立幼稚園振興助成事業、国際理解教育推進事業、特別支援教育推進事業につきましては、継続的に実施をいたしているところでございます。小学校費及び中学校費におきましては、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業のほか、上月小学校大規模改造事業の実施設計と三河小学校大規模改造事業の工事を実施。社会教育費におきましては、人権啓発事業、放課後子ども教室推進事業、学校支援地域本部事業、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続して実施いたしておりますとともに、文化財保護事業といたしまして、平成 23 年度の債務負担行為を設定し、上三河農村舞台の保存修理に着手いたしております。保健体育費におきましては、新しい学校給食センターの運営を開始いたしております。その他の事業といたしましては、スポーツ振興策としての体育協会補助、及びマラソン大会運営助成、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設の管理運営が主なものでございます。教育費における災害復旧・復興関係経費は、平成 21 年台風第 9 号災害遺児等修学・生活支援金などでございます。

災害復旧費は 28 億 9,640 万 2,000 円で 18.47 パーセントで、一般会計における災害復旧・復興関係経費約 33 億円の大部分を占めております。この内訳でございますが、農林水産施設、公共土木施設、及び社会教育施設、これらの災害復旧事業費が 28 億 5,725 万 1,000 円。公営企業災害復旧費が 3,915 万 1,000 円でございます。

公債費は 22 億 4,211 万 9,000 円、14.30 パーセントでございます。

諸支出金は 8 億 4,412 万 4,000 円で 5.38 パーセント、公営企業費及び基金費でございます。基金費におきまして、当該年度に創設した過疎地域自立振興基金及び災害復興基金に、それぞれ 8,600 万円、3 億 181 万 5,000 円を積み立てております。

以上、一般会計の説明とさせていただきます。

次に、特別会計につきまして、説明を、順次、行っていきます。

それでは、次に、認定第 2 号、平成 22 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

まず、歳入の概要につきましては、予算現額 22 億 3,996 万 9,000 円に対し、調定額は 23 億 1,037 万 1,275 円で、収入済額は 22 億 4,256 万 8,158 円、不納欠損額は 270 万 9,376 円、収入未済額は 6,509 万 2,741 円、予算現額と収入済額との比較は 259 万 9,158 円となります。

歳出では、予算現額 22 億 3,996 万 9,000 円に対し、支出済額は 22 億 3,991 万 5,524 円、不用額は 5 万 3,476 円でございます。



歳入歳出差引残額 265 万 2,634 円で、これを次年度に繰り越しをいたします。

財産に関する調書の基金では、本年度中増減額は、15 万 5,665 円の増額で、22 年度末残高は 4,435 万 9,532 円でございます。

それでは、歳入より説明をいたします。

国民健康保険税は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の現年度分は、調定額 3 億 6,014 万 1,600 円に対し、収入済額は 3 億 4,491 万 3000 円、収入未済額は 1,522 万 8,600 円で、収納率は約 95.8 パーセントでございます。滞納繰越分につきましては、調定額 6,680 万 5,363 円に対して、収入済額は 1,405 万 5,346 円、収納率は約 21 パーセントとなります。

国庫支出金は、療養給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の国庫負担金及び国庫補助金の普通及び特別調整交付金、高齢者医療制度円滑運営費補助金等で、合計 4 億 9,743 万 5,753 円でございます。

療養給付費等交付金の 1 億 3,504 万 6,911 円は、退職被保険者等にかかる医療給付費交付金でございます。

前期高齢者交付金の 7 億 3,690 万 9,679 円は、前期高齢者にかかる医療給付費交付金でございます。

県支出金の 8,468 万 1,427 円は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、保険事業補助金、財政調整交付金でございます。

共同事業交付金の 2 億 8,995 万 3,401 円は、高額医療費共同事業交付金及び、保険財政共同安定化事業交付金でございます。

繰入金の一般会計繰入金は、ル - ルに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、合計 1 億 3,226 万 5,294 円であります。

続いて、歳出について説明を申し上げます。

総務費につきましては、職員にかかる人件費関係及び事務的経費でございます。

保険給付費の療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び療養費等で、合計 14 億 4,029 万 8,935 円で、高額療養費は、一般被保険者分と退職被保険者分の合計で 1 億 7,620 万 3,588 円となります。出産育児諸費は 12 件、葬祭諸費は 34 件であります。

後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金と事務費拠出金で 2 億 185 万 880 円でありませ

ず。

前期高齢者納付金等は、前期高齢者納付金と事務費拠出金で 35 万 4,983 円でございます。

老人保健拠出金は、老人保健医療費拠出金と事務費拠出金で 77 万 7,649 円であります。

介護納付金は、8,998 万 9,303 円でございます。

共同事業拠出金は、高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて 2 億 5,945 万 5,237 円であります。

保険事業費は、特定健康診査等事業費と保健衛生普及費、合わせて 936 万 6,385 円でありませ

ず。

諸支出金の主なものは、一般被保険者保険税還付金 163 万 938 円と、療養給付費交付金返還金 2,044 万 5,945 円が主なものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。

次に、認定第 3 号、平成 22 年度老人保健特別会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度が創設されたことにより、現在老人保健制度は廃止されておりますが、平成 20 年 3 月診療分以前の医療費で、過誤として後日精算となったものの調整、第三者行為による損害賠償金の入金による調整などが主な内容となっております。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 636 万 3,000 円に対して、調定額、収入済額及び、執行額とも 636 万 782 円となりました。

まず、歳入でございますが、歳入の主なもの、繰入金でルールに基づく町の負担分で、一般会計からの繰入金を 636 万 289 円となっております。

続いて、歳出についてですが、諸支出金では、過年度精算による返納金 636 万 388 円を支出いたしております。

以上で、老人保健特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 22 年度後期高齢者医療特別会計決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 2 億 4,749 万 8,000 円に対し、調定額は 2 億 4,943 万 3,907 円、収入済額 2 億 4,827 万 1,237 円、収入未済額 116 万 220 円で、収納率は 99.3 パーセントとなっております。支出済額は 2 億 4,468 万 6,811 円となりました。

まず、歳入でございますが、歳入のうち、後期高齢者保険料は 1 億 6,009 万 7,705 円となり、収入未済額が 116 万 220 円となりました。使用料及び手数料では、督促手数料で 1 万 200 円を、県広域連合支出金では、健康診査にかかわる補助として 146 万 4,000 円を、繰入金では保険基盤安定繰入、広域連合分賦金繰入、職員給与費繰入などで 8,355 万 8,109 円を、諸収入において広域連合からの保険料還付金として、23 万 8,964 円を受け入れております。

続いて歳出では、総務費において職員の人件費等 928 万 1,667 円を、保健事業費では、特定健診にかかわる経費 146 万 4,224 円を、広域連合納付金として徴収した保険料の全額及び保険基盤安定制度負担金など 2 億 3,370 万 1,956 円を支出いたしております。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 5 号、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定といたしまして、歳入総額 18 億 8,423 万 9,194 円、歳出総額 18 億 8,339 万 8,089 円、差引き額 84 万 1,105 円となっております。

歳入において、介護保険料は、2 億 5,633 万 5,360 円、分担金及び負担金は、4 万 7,450 円、これは認定審査等にかかわる県健康福祉事務所からの受託金でございます。使用料及び手数料は、2 万 6,000 円で、督促手数料でございます。国庫支出金は、4 億 6,956 万 2,700 円で、主なものは、介護給付費負担金 3 億 844 万円、調整交付金 1 億 4,925 万 2,000 円、その他地域支援事業交付金でございます。支払基金交付金は、5 億 3,128 万 993 円で、主なものは介護給付費交付金 5 億 2,984 万 2,993 円、及び、地域支援事業支援交付金でございます。県支出金は、2 億 7,311 万 7,000 円で、主なものは介護給付費負担金 2 億 6,718 万 3,000 円、及び、地域支援事業交付金でございます。財産収入は、11 万 5,247 円で、介護保険給付費準備基金等の預金利子でございます。繰入金は、3 億 427 万 5,340 円で、主なものは一般会計繰入金 3 億 74 万 1,101 円、及び基金繰入金 353 万 4,239 円でございます。繰越金は 299 万 9,843 円で、平成 21 年度からの繰越金でございます。諸収入は、1,647 万 9,261 円で、ハイムゾンネなど介護給付費の返還金でございます。町債は 3,000 万円で、財政安定化基金からの借入金でございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。総務費 8,732 万 1,877 円は、人件費のほか保守点検委託料などの一般管理費 7,308 万 7,598 円、及び、認定審査会費、運営委員会費などでございます。保険給付費 17 億 7,351 万 2,697 円は、介護サービス等諸費 15 億 6,698 万 8,531 円、及び、支援サービス等諸費 8,500 万 9,520 円でございます。地域支援事業費 1,668 万 9,758 円は、介護予防事業費 305 万 1,417 円、包括的支援事業費 175 万 674 円、及び、任

意事業費 1,188 万 7,667 円でございます。基金積立金 147 万 6,247 円は、介護給付費準備基金積立金 146 万 8,102 円、及び、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金でございます。諸支出金 439 万 7,510 円は、平成 21 年度分介護給付費精算による国、県及び支払基金への返還金などでございます。

続きまして、介護保険サービス事業勘定特別会計について説明を申し上げます。

歳入総額 905 万 6,660 円、歳出総額 905 万 5,520 円、差引き 1,140 円となっております。

歳入においては、サービス収入 905 万 6,660 円のうち、居宅介護サービス計画費収入 5 万 7,500 円、居宅支援サービス費収入 899 万 9,160 円でございます。

歳出については、サービス事業費 688 万 2,520 円で、介護予防支援委託料でございます。諸支出金 217 万 3,000 円は一般会計への繰入金でございます。

以上で、平成 22 年度佐用町介護保険特別会計、及び、介護保険サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 22 年度佐用町朝霧園特別会計決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 1 億 6,100 万円に対し、調定額、収入済額及び、執行額とも 1 億 2,177 万 2,598 円となっております。

まず、歳入よりご説明をいたします。歳入の事業収入は 1 億 1,236 万 8,463 円で、これは施設の入所者にかかわる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担されるものでございます。繰入金は、事業収入の不足分を補填する一般会計からの繰入金として 678 万 1,216 円を、諸収入の 262 万 2,919 円は、主に短期入所者にかかわる経費収入となっております。

続いて歳出の説明を申し上げます。民生費のうち、老人ホーム費の主なものは、施設職員の人件費及び施設管理費、入所者の食事材料費などとして、一般管理費で 8,355 万 3,455 円を、朝霧園の運営費として 3,740 万 143 円を、それぞれ支出し合計 1 億 2,177 万 2,598 円の執行額となっております。

以上、平成 22 年度朝霧園特別会計決算の提案説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 22 年度、佐用町簡易水道事業特別会計決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出の決算総額は、歳入総額 7 億 9,134 万 2,903 円、歳出総額 7 億 8,215 万 3,283 円、差引残額は 918 万 9,620 円となりました。

歳入の主なものといたしまして、分担金及び負担金は、新規加入 42 件、給水工事費負担金 1 件で、1,430 万円であります。使用料及び手数料は、3 億 4,985 万 1,518 円で水道使用料及び検査手数料等でございます。国庫支出金は、簡易水道施設災害復旧事業補助金で 5,359 万 2,000 円でありました。財産収入は、預貯金利子及び土地建物貸付収入で 57 万 9,436 円、繰入金といたしまして、建設改良費、地域活性化きめ細やかな事業、災害復旧事業等に充当のため、一般会計より、2 億 5,482 万 1,650 円を繰り入れております。諸収入は、建物災害共済金、水道管移設補償金等で 6,424 万 9,824 円、町債では、簡易水道施設災害復旧事業債 1,800 万円であります。

次に歳出であります。簡易水道事業費の一般管理費については、人件費及び関係団体への負担金、消費税等 7,214 万 2,512 円、現場管理費については、6 簡易水道施設の維持管理経費で、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、本位田水管橋工事、沈殿ろ過器塗装、送水ポンプ更新等の工事請負費で、1 億 2,209 万 4,533 円あります。建設改良費は 2,962 万 9,730 円であり、事業内容は委託料で、水道事業基本計画策定、長谷橋、多賀橋の水管橋詳細設計、工事請負費では、秀谷残土処分地、茶屋地区の水道管布設工事等あります。次に地域活性化・きめ細やかな事業費は、真盛浄水場の取水

井戸改良に伴う委託料及び工事請負費で4,499万7,650円の支出であります。簡易水道災害復旧費の委託料は、台風9号災害復旧に伴う災害復旧実施設計作成業務、工事請負費は本位田浄水場復旧工事、真盛浄水場電気計装、本位田浄水場フェンス復旧工事等で、1億1,524万7,350円、公債費では、起債償還元金及び利子で3億9,764万2,072円となりました。

以上で、平成22年度、佐用町簡易水道事業特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第8号、平成22年度、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定につきまして提案のご説明を申し上げます。

平成22年度の歳入総額は9億399万4,061円、歳出総額8億9,237万2,024円で差引残額は、1,162万2,037円となり、翌年度会計に繰越をいたします。

それでは、歳入の主なものについて説明を申し上げます。分担金及び負担金では、18件の事業加入分等で483万4,000円、使用料及び手数料は、下水道使用料及び排水工事指定店登録等で、2億67万2,290円。国庫支出金は、下水道建設事業と災害復旧事業に対するもので、2,236万9,000円、一般会計からの繰入金は、5億6,625万1,000円、21年度からの繰越金は、2,449万8,921円、諸収入は、雑入として浄化センターの建物災害共済金及び河川改修に伴う管渠移設補償費等で、7,186万8,850円、町債1,290万円は、公共下水道事業債と公共下水道施設災害復旧事業債であります。

次に歳出であります。管理費は、1億6,571万116円で、内訳は、人件費及び関係機関、諸団体への会費、負担金、消費税の一般管理費と各施設の光熱水費、管理委託、修繕を含む維持管理費とマンホール及び道路補修等の現場管理費等でございます。事業費は、建設改良に要した経費、下水道管の布設替に伴う設計業務委託、東徳久管渠布設工事、マンホール設置、福原橋、睦橋の圧送管布設工事等で、9,462万7,175円でございます。災害復旧費は、934万5,000円で、笹が丘橋の圧送管復旧工事であります。公債費、6億2,268万9,733円は下水道債の償還元金及び利子でございます。

以上で、平成22年度、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第9号、平成22年度、佐用町生活排水処理事業特別会計決算の認定につきましてのご説明を申し上げます。

歳入歳出の決算総額は、歳入総額4億5,131万6,201円、歳出総額4億4,903万3,323円、差引残額は、228万2,878円となりました。

歳入について、分担金及び負担金、87万5,000円は、3件の新規加入負担金と1件の工事負担金でございます。使用料及び手数料1億2,267万5,590円は、浄化槽の使用料と、町内10箇所の農業集落排水施設の使用料で、国庫支出金82万3,591円は農業集落排水施設災害復旧事業費補助金でございます。次に、県支出金2,500万円は、低コスト型農業集落排水施設更新事業の補助金、繰入金2億9,248万9,082円は、一般会計及びさわやか協議会会計からの繰入金であります。繰越金243万286円は、前年度からの繰越金、諸収入702万2,652円は、浄化槽事務取扱手数料及び建物災害共済金等であります。

歳出においては、生活排水処理事業費の浄化槽管理費は、1億1,269万9,577円で、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税納付金等が主なものであります。農業集落排水施設管理費は、9,442万2,367円で、人件費及び関係機関への負担金等の一般管理費と、10箇所の浄化センターの光熱水費、管理委託料、マンホールポンプ場及び下水道管路の修繕工事等にかかる経費でございます。農業集落排水施設事業費は、河川改修に伴う甕巖橋、長谷橋の詳細設計委託費648万2,700円、災害復旧費は、水谷クリーンセンター施設復旧に137万4,560円、公債費2億3,405万4,119円は、合併処理浄化槽設置事

業町債、及び、農業集落排水事業町債にかかわる起債の元利償還金でございます。

以上で、平成 22 年度、生活排水処理特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 10 号、西はりま天文台公園特別会計決算についてのご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、使用料 1,638 万 350 円、県委託金 1 億 5,512 万 623 円、一般会計繰入金 1,739 万 1,000 円など、総額 1 億 9,359 万 6,225 円となっております。

次に、歳出でございますが、社会教育総務費、これは主に人件費で 9,783 万 4,103 円、グループロッジ運営費 864 万 4,962 円、天文台公園運営費 8,302 万 4,063 円などで、総額 1 億 9,282 万 2,565 円となっております。

なお、歳入総額から歳出総額を差し引いた額 77 万 3,660 円は平成 23 年度への繰り越しとなっております。

以上、西はりま天文台特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、平成 22 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計決算についての提案のご説明を申し上げます。

昨今の厳しい経済状況の中、笹ヶ丘荘も大変厳しい経営となりましたが、皆さんに親しまれる施設として、運営に努力してまいりました。

歳入総額、歳出総額とも 1 億 953 万 6,605 円となっております。

まず、歳入につきまして、笹ヶ丘荘事業収入 8,999 万 8,419 円、一般会計繰入金 1,951 万 2,298 円、諸収入 2 万 5,888 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 953 万 6,605 円で、その主なものは、人件費、運営管理などにもなう需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等でございます。22 年度の施設利用客数は、笹ヶ丘荘 6,066 人、交流会館 486 人、体験施設 177 人、休憩 20 人、食事 2 万 1,435 人、入浴 4,462 人、会議 1,015 人、合計 3 万 3,661 人で、対前年度比では、105 パーセント、1,609 人の増となっております。本施設に隣接する、笹ヶ丘公園も今年 3 月に改修工事を終え、すべり台もリニューアルしたところでございます。また、笹ヶ丘荘の施設についても 21 年度より順次改修を進めており、利用していただくお客様の満足度も向上するものと期待をいたしております。

引き続き、佐用町の良さを広く PR をし、笹ヶ丘荘の集客を高め、効率的な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計の決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、平成 22 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。

歳入総額 2,559 万 1,383 円、歳出総額 2,559 万 1,383 円の差引き 0 となっております。

まず、歳入より説明をいたします。診療収入は、1,858 万 9,836 円でありまして、診療報酬等の収入でございます。財産収入 4,126 円は、歯科保健センター運営基金積立金利子でございます。繰入金 507 万 2,901 円は、一般会計からの繰入金でございます。諸収入 192 万 4,520 円は、歯科保健事業などの受託料・指導料が 134 万 4,000 円で、歯ブラシの売上料が 58 万 520 円でございます。

次に、歳出でございますが、総務費 2,283 万 6,391 円は、人件費のほか歯科保健センター管理費などでございます。医業費 275 万 4,992 円は、医薬材料費のほか歯科技工、医療廃棄物処理委託料、事務機器リース料などでございます。

以上、簡単でございますが、平成 22 年度歯科保健特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 13 号、平成 22 年度佐用町宅地造成事業特別会計決算についての、ご説明を申し上げます。

歳入総額 2,211 万 6,778 円、歳出総額 2,109 万 6,909 円、歳入歳出差引額 101 万 9,869 円でございます。

まず、歳入につきまして、財産収入 222 万 4,316 円、基金繰入金 248 万 8,000 円、前年度からの繰越金 110 万 4,462 円、町債は 1,630 万円であります。

歳出につきまして、宅地造成費の宅地造成事業費に 1,878 万 7,000 円、基金積立金に 222 万 4,316 円であります。

昨年度につきましては、佐用川の河川改修工事に伴い、住宅の移転をお願いする方々を対象に、移転先用地を確保するため、長尾にあります県の土地を購入し、宅地造成工事を実施いたしております。今後も、県の関係部局との連携を密に、スムーズな河川改修工事の事業進捗が図れるように努めてまいりたいと思っております。

以上、佐用町宅地造成事業特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 14 号、平成 22 年度、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、平成 22 年度の歳入は、前年度からの繰越金 367 万 8,178 円。歳出は、総会経費及び財産区連合会会費で 1 万 4,480 円であります。

以上で、歳入歳出決算の概要とさせていただきます。

続きまして、認定第 15 号、平成 22 年度、佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

平成 22 年度の概要は、台風被害はなかったものの、春以降 6 月上旬までの低温や日照不足、6 月中旬からは雨が長く、梅雨明け後は猛暑が長く続き、冬は雪が多く、気温も低い日が多くありました。山間部ではシカ・イノシシによる被害が甚大であり、異常気象による高温障害などによる収穫量の減収等もあり、農作物、畑作物とも被害が多く発生をいたしました。共済事業の引き受けは、農家の皆様のご理解と共済連絡員のご協力により、総額 9 億 265 万円の引受となっております。

事業別内訳で、水稻共済は、1,607 戸、706.1 ヘクタールで共済金額 4 億 9,062 万 9,000 円。麦共済では、7 戸、38.1 ヘクタールで共済金額 674 万 6,000 円。家畜共済では、2,510 頭、共済金額 3 億 7,463 万 5,000 円。畑作物共済では、38 戸、90.2 ヘクタールで共済金額 1,962 万 1,000 円。園芸施設共済では、25 戸、62 棟、共済金額 1,101 万 9,000 円となっております。

一方、共済被害は、水稻において、獣害、いもち病等により 124 戸、被害面積 28.5 ヘクタールに対し、共済金 764 万 5,000 円の支払い。麦では、獣害、湿潤害等により、7 戸に対し、203 万 9,000 円の支払い。家畜では、死傷が 120 頭で 1,283 万 8,000 円、病傷が 1,019 頭で 1,118 万 5,000 円の支払いであります。

畑作物では、湿潤害、干害及び獣害により、32 戸に対して、301 万 6,000 円、園芸施設では、1 戸の被害もなく共済金の支払は、ございませんでした。

農作物勘定では、事業収益が 1,173 万 2,864 円、事業費用は 1,164 万 2,081 円、家畜共済勘定では、事業収益、事業費用が同額の 3,478 万 3,536 円となり、畑作物共済勘定では、事業収益、事業費用が同額の 393 万 7,080 円、園芸施設共済勘定では、事業収益で 25 万 9,936 円、事業費用が 21 万 5,395 円となりました。共済事業収益では、合計で 9,607 万 6,922 円、共済事業費用 9,603 万 2,381 円となり、当期剰余金は、園芸施設共済勘定で 4 万 4,541 円となりました。畑作物共済においては、平成 21 年の水害による共済金の支払いに係る、未処理不足金 28 万 7,854 円を繰り越しております。

本年度の剰余金の処分は、園芸施設共済勘定に 4 万 4,541 円を、それぞれ法定積立金 2 万 2,271 円、特別積立金へ 2 万 2,270 円を積立てる予定といたしております。

業務勘定においては、業務事業収益では、4,536 万 3,506 円で、主なものは受取補助金 3,124 万 9,000 円、事務費賦課金 331 万 8,238 円、受取損防事業負担金 147 万 8,730 円、

事業外収益では、受取寄付金 750 万円でございます。

事業費用の主なものは、一般管理費は人件費等で 3,860 万 3,320 円、損害評価費は 218 万 2,776 円、損害防止費は 273 万 3,210 円、事業費用は 4,532 万 2,623 円となりました。

以上で、農業共済の歳入歳出決算の概要についての説明とさせていただきます。

次に、認定第 16 号、平成 22 年度佐用町水道事業会計決算の認定につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成 22 年度の業務量は、年度末給水人口 4,959 人で前期より、45 人減少いたしておりますが、給水栓数は 1,909 栓で 11 件の増となっております。

今期の配水量は 75 万 4,164 立米で、前期比 2.6 パーセントの増となりましたが、有収水量は、58 万 5,272 立米で 6,571 立米の減となっております。この原因は災害による水道施設の応急仮復旧工事に伴う、配水量の増加が原因と考えられます。

次に、収支の状況についてのご説明を申し上げます。

まず、収益的収入の予算額 1 億 3,828 万 6,000 円に対し、決算額、1 億 3,882 万 9,586 円で 54 万 3,586 円の増収となっております。また、収益的支出では、予算額 2 億 1,267 万 8,000 円に対し、決算額 1 億 9,284 万 2,348 円で、その主なものは、水道水の供給費用及び減価償却費、資産の更新による資産減耗費、企業債利息であります。

次に資本的収入では、予算額 1 億 8,452 万 1,000 円に対し、決算額 1 億 2,685 万 5,450 円で、その主なものは出資金、企業債、国庫補助金、他会計補助金でございます。また、資本的支出では、予算額 2 億 1,619 万 9,000 円に対し、決算額 1 億 7,756 万 8,817 円で、その主なものは、上水道施設改良工事請負費と災害復旧事業の委託料及び工事請負費、企業債元金返還金でございます。

次に損益計算では、営業収益 1 億 850 万 1,030 円に対して、営業費用は 1 億 6,520 万 1,043 円で、営業損失は 5,670 万 13 円となり、一方、営業外収益は 2,485 万 2,668 円に対して、営業外費用は 2,508 万 3,500 円で 23 万 832 円の損失となりました。営業収支は 5,693 万 845 円の経常損失となり、特別損失 960 円を処理すると、当年度、純損失 5,693 万 1,805 円となります。前期繰越欠損金 3 億 6,317 万 1,168 円と合わせて、4 億 2,010 万 2,973 円が、当年度未処理欠損金となり、欠損金処理計算書案で翌年度繰越の欠損金として予定をいたしております。

なお、詳細につきましては、損益計算書、余剰金計算書、欠損金処理計算書案、貸借対照表、その他付属書類等を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、認定第 1 号から認定第 16 号まで一括して概要を説明をさせていただきました。

また、十分に、また、ご審議をいただきまして、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、提案説明を終わらせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労さんでした。

認定第 1 号ないし認定第 16 号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号ないし認定第 16 号につきましては、決算認定に関する案件であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって、認定第 1 号ないし認定第 16 号につきましては、決算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

## 日程第 36 . 決算監査報告について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 36 に入ります。決算監査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号ないし認定第 16 号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。

代表監査委員、野村 靄君。

〔代表監査委員 野村 靄君 登壇〕

代表監査委員（野村 靄君） 決算監査報告にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、本町発展のためご尽力いただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 22 年度決算監査であります。一般会計及び特別会計は、平成 23 年 8 月 2 日から 5 日までの 4 日間、また、公営企業会計は 6 月 28 日に監査を実施しましたので、ここに監査委員を代表いたしまして報告をいたします。

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との突合等、通常実施すべき審査手続により実施をいたしました。

審査の結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認められました。

各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に正確であると認められました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書に記述しておるとおりでございますが、22 ページから 23 ページに審査のまとめとして指摘した主な内容をご報告いたします。

まず、災害検証委員会から 90 項目の提言を受け、地域防災計画の見直し等に取り組みされたことを評価するが、提言実現には、更なる取り組みをお願いしたいと。その一環として河川監視カメラの映像を佐用チャンネルで放送できるようになったことは、災害時の情報提供の 1 つの手段となりました。また、佐用チャンネルの加入促進に努められたいと。

次に、21 年災害以降、町内各地で河川改修工事が進んでいることは災害対策として喜ばしいことでございます。改修区間は、河川管理道も整備されると聞いておりますが、あわせて佐用駅前など周辺町道の整備も検討されたい。住環境整備や安全な避難路確保等にも努められたいと。

次に、野生動物被害防止対策を推進されておりますが、被害減少の兆しが見えない状況にあり、町鳥獣害防止対策協議会とも協議し、より効率的・効果的な捕獲体制に努められたいと。

次に、災害以降、町内の主な観光施設は、来場者数が減少傾向にあります。緊急経済対策で、施設の改修や整備も行っておりますが、復旧状況なども P R し集客に努力するとともに、各施設ではさらに経営改善に努められたいと。

昭和 51 年の消防本部開設から 35 年が経ちました。町民の高齢化とともに救急出動回数も増加傾向にあります。また、開設当時の事情から 50 代の職員も多く、体力面の心配も



あります。非常時に備え訓練に努めるとともに、消防組織体制充実等のために、消防の広域化について、十分な協議・検討をされたいと。

次に、文化・スポーツ施設の維持管理でございますが、経年による老朽化等で修理が必要な施設が見られます。合併により類似施設もあることから、今後の施設管理については、さらに検討を加えられるとともに、使用料収入確保のため利用率向上に努められたいと。

次に、上三河農村舞台の保存修理工事が進められており、子供歌舞伎も継続されていることは、地域の伝統芸能を後世に伝えるためにも有効である。播州歌舞伎伝承に取り組む他の地域とも連携し、伝統芸能の継承に努力されたいと。

次に、歳入で、県下1位の現年分の町税徴収率を確保していることは、町民の理解と職員の不断の取り組みによるものと評価する。税負担の公平性の観点からも、町を挙げての収納対策により一層の努力を期待するものです。また、歳出決算を見ると、多額の不用額が残る科目も一部に見られます。全体予算や不用額削減のためにも、より確実な見積りを行った上、事業実施について充分検討した予算計上や庁内統一的な補正予算に対応をされたい。

次に、水道関係では、河川改修に伴い大酒浄水場施設の取水井の移転が必要で、取水井の水位状況が変わる施設が生じる心配もあります。中・長期的な施設改修計画を立てることなど、水道水の安定供給に努められたいと。

最後に審査のまとめとして、意見書22ページに挙げておりますが、平成22年度のわが国経済は、各種政策の効果などを背景に緩やかに回復する動きがみられていました。しかし、本年3月11日の東北地方太平洋沖地震における大災害が、わが国の経済財政運営に大きな影響を与えることが危惧されます。このような中から、本町の22年度一般会計決算は、実質収支において約2億円の黒字決算を結べました。財政運営に若干の好転がみられることは非常に望ましいことであります。しかし、合併特例期間終了を見据え、中長期的に健全な財政運営が図られるよう、さらなる行財政改革に努めるとともに、人口減などの対策を強化し、町民が住んで良かったと感ずることができるまちづくりに邁進されるよう強く要望するものであります。

以上をもちまして、決算監査意見といたします。ありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、ご苦労様でした。  
代表監査委員の決算監査報告は終わりました。

---

#### 日程第37．同意第2号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（矢内作夫君） 続いて日程第37、同意第2号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第2号、佐用町公平委員会委員の選任同意についてのご説明を申し上げます。

現在の任期が、本年の12月4日を以て満了となるため、引き続き、佐用町弦谷123番地、藤本弘之さんを公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成 23 年 12 月 5 日から平成 27 年 12 月 4 日までの 4 年間でございます。  
ご同意いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。本案につきましては、人事案件でありますので、議事の  
順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なし。

それでは、これより同意第 2 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行いま  
す。

同意第 2 号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって同意第 2 号、佐用町公平委員会委員  
の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

---

日程第 38 .同意第 3 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ  
いて

日程第 39 .同意第 4 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ  
いて

日程第 40 .同意第 5 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ  
いて

日程第 41 .同意第 6 号 佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ  
いて

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 38 に入りますが、日程 38 ないし日程 41 についま  
しては一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

同意第 3 号、同意第 4 号、同意第 5 号、同意第 6 号の、佐用町固定資産評価審査委員会  
委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第 3 号から第 6 号、佐  
用町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、一括して提案のご説明を申し  
上げます。

現在の任期が、本年の12月1日を以って満了となるため、同意第3号につきましては、引き続き、佐用町佐用3031番地、高下正尋さんを。

同意第4号につきましては、引き続き、佐用町仁位202番地の山下俊博さんを。同意第5号につきましては、新たに、佐用町漆野914番地、春名満さんを。同意第6号につきましては、引き続き、佐用町三日月1119番地10、春國靖夫さんを固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成23年12月2日から平成26年12月1日までの3年間でございます。ご同意いただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。本案4号につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、それでは、これより同意第3号から順次、採決を行いますのでよろしく申し上げます。

なお、この採決は、挙手によって行います。

まず同意第3号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって同意第3号は、原案のとおり同意されました。

続いて同意第4号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、全員です。よって同意第4号は、原案のとおり同意されました。

続いて同意第5号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって同意第5号は、原案のとおり同意されました。

続いて同意第6号、佐用町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって同意第 6 号は、原案のとおり同意されました。

---

日程第 42 . 請願第 4 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

議長（矢内作夫君） 続いて、日程第 42 に入ります。請願についてであります。  
今期定例会に請願 1 件を受理しております。

請願第 4 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件は、会議規則第 87 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。

それでは請願第 4 号を議題といたします。

請願に対する紹介議員の説明を求めます。14 番、山田弘治君。

〔14 番 山田弘治君 登壇〕

14 番（山田弘治君） それでは、請願第 4 号、30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する趣旨説明をいたします。

今年度より、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加をしております。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒など、特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えております。このような中で、日本は、1 学級当たりの児童生徒数が OECD 諸国に比べて多くなっております。

一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1 クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した、今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約 6 割が、小中高校の望ましい学級規模として、26 人から 30 人を挙げております。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかであります。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算については、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国の中で、日本は最下位となっております。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は、2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫をしています。

将来を担う子どもたちへの教育は、極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012 年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第 99 条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただくよう要請するものであります。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上の請願内容にご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いし、趣旨説明といたします。

議長（矢内作夫君） 請願第4号に対する紹介議員の説明は終わりました。  
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（矢内作夫君） はい、ないようですので、これで本案についての討論を終結をいたします。  
これより、請願第4号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
請願第4号を、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） 挙手、全員です。よって請願第4号、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件は、採択することに決定しました。

〔山田君「ありがとうございます」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ちょっと、休憩します。

午後02時29分 休憩

-----  
午後02時30分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き再開します。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山田君。

14番（山田弘治君） この際、動議を提出をいたします。

先ほど請願が採択されましたので、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）を、本日の日程に追加されることを願います。

〔「はい、賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、賛成者がいました。この動議は、1人以上の賛成者がいますので、成立をいたします。

ここで、暫く休憩をいたします。

午後 0 2 時 3 0 分 休憩

午後 0 2 時 3 2 分 再開

議長（矢内作夫君） はい、それでは休憩を解き、会議を再開をいたします。  
山田弘治君から、お手元に配布いたしましたとおり、意見書案が、文書で提出をされました。  
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることは可決されました。

---

追加日程第 1 . 発議第 6 号 30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

議長（矢内作夫君） それでは追加日程第 1、発議第 6 号、30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）を議題といたします。  
この際お諮りをいたします。本件は請願第 4 号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。  
これより発議第 6 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
発議第 6 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、挙手、全員です。よって発議第 6 号、30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 43 . 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 43、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。  
お諮りをいたします。平成 22 年度佐用町一般会計、13 特別会計及び 2 事業会計決算の審査のため、全員による決算特別委員会を設置したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定をされました。

---

#### 日程第 44 . 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 44 に入ります。  
特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。  
先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。  
佐用町議会決算特別委員会委員長、西岡 正君。副委員長、金谷英志君。  
以上の両君が、決算特別委員会委員長及び副委員長に選任をされました。

---

#### 日程第 45 . 委員会付託について

議長（矢内作夫君） 続いて日程第 45 に入ります。  
日程第 45 は、委員会付託についてであります。  
ここで、資料配布のため、暫時休憩をいたします。

午後 0 2 時 3 4 分 休憩

午後 0 2 時 3 6 分 再開

議長（矢内作夫君） はい。休憩を解き会議を続行します。  
お諮りいたします。お手元に配布しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（矢内作夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
お諮りをいたします。委員会等開催のために、明日 9 月 7 日から 15 日まで本会議を休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。  
次の本会議は、来る 9 月 16 日午前 9 時 30 分より再開をし、一般会計及び各特別会計補正予算案の審議を行いますので、ご承知くださいますようお願いをいたします。  
それでは、これで本日、散会をしたいと思います。どうもご苦労様でした

午後 0 2 時 3 7 分 散会

---